

第一百八十九回  
国・地方・消費者問題に関する特別委員会会議録第六号平成二十七年六月十七日(水曜日)  
午後一時開会

委員の異動

六月十六日

辞任

松田 公太君

平野 達男君

六月十七日

辞任

森屋 宏君

大門実紀史君

補欠選任

山口 和之君

荒井 広幸君

紙 酒井 廉行君

智子君

委員員長

理事

出席者は左のとおり。

西田 昌司君

太田 房江君

岡田 直樹君

藤川 江崎君

森本 真治君

佐々木さやか君

青木 江島 尾辻 唐行君

島田 酒井

滝沢 松下

新平君

森屋 三木

若林 金子

洋一君

健太君

修路君

新平君

森屋 三木

若林 金子

西田 昌司君

太田 房江君

岡田 直樹君

藤川 江崎君

森本 真治君

佐々木さやか君

青木 江島 尾辻 唐行君

島田 酒井

滝沢 松下

新平君

森屋 三木

若林 金子

洋一君

健太君

修路君

新平君

森屋 三木

若林 金子

西田 昌司君

太田 房江君

岡田 直樹君

藤川 江崎君

森本 真治君

佐々木さやか君

青木 江島 尾辻 唐行君

島田 酒井

滝沢 松下

新平君

森屋 三木

若林 金子

洋一君

健太君

修路君

新平君

森屋 三木

若林 金子

西田 昌司君

太田 房江君

岡田 直樹君

藤川 江崎君

森本 真治君

佐々木さやか君

青木 江島 尾辻 唐行君

島田 酒井

滝沢 松下

新平君

森屋 三木

若林 金子

洋一君

健太君

修路君

新平君

森屋 三木

若林 金子

西田 昌司君

太田 房江君

岡田 直樹君

藤川 江崎君

森本 真治君

佐々木さやか君

青木 江島 尾辻 唐行君

島田 酒井

滝沢 松下

新平君

森屋 三木

若林 金子

洋一君

健太君

修路君

新平君

森屋 三木

若林 金子

西田 昌司君

太田 房江君

岡田 直樹君

藤川 江崎君

森本 真治君

佐々木さやか君

青木 江島 尾辻 唐行君

島田 酒井

滝沢 松下

新平君

森屋 三木

若林 金子

洋一君

健太君

修路君

新平君

森屋 三木

若林 金子

西田 昌司君

太田 房江君

岡田 直樹君

藤川 江崎君

森本 真治君

佐々木さやか君

青木 江島 尾辻 唐行君

島田 酒井

滝沢 松下

新平君

森屋 三木

若林 金子

洋一君

健太君

修路君

新平君

森屋 三木

若林 金子

西田 昌司君

太田 房江君

岡田 直樹君

藤川 江崎君

森本 真治君

佐々木さやか君

青木 江島 尾辻 唐行君

島田 酒井

滝沢 松下

新平君

森屋 三木

若林 金子

洋一君

健太君

修路君

新平君

森屋 三木

若林 金子

西田 昌司君

太田 房江君

岡田 直樹君

藤川 江崎君

森本 真治君

佐々木さやか君

青木 江島 尾辻 唐行君

島田 酒井

滝沢 松下

新平君

森屋 三木

若林 金子

洋一君

健太君

修路君

新平君

森屋 三木

若林 金子

西田 昌司君

太田 房江君

岡田 直樹君

藤川 江崎君

森本 真治君

佐々木さやか君

青木 江島 尾辻 唐行君

島田 酒井

滝沢 松下

新平君

森屋 三木

若林 金子

洋一君

健太君

修路君

新平君

森屋 三木

若林 金子

西田 昌司君

太田 房江君

岡田 直樹君

藤川 江崎君

森本 真治君

佐々木さやか君

青木 江島 尾辻 唐行君

島田 酒井

滝沢 松下

新平君

森屋 三木

若林 金子

洋一君

健太君

修路君

新平君

森屋 三木

若林 金子

西田 昌司君

太田 房江君

岡田 直樹君

藤川 江崎君

森本 真治君

佐々木さやか君

青木 江島 尾辻 唐行君

島田 酒井

滝沢 松下

新平君

森屋 三木

若林 金子

洋一君

健太君

修路君

新平君

森屋 三木

若林 金子

西田 昌司君

太田 房江君

岡田 直樹君

藤川 江崎君

森本 真治君

佐々木さやか君

青木 江島 尾辻 唐行君

島田 酒井

滝沢 松下

新平君

森屋 三木

若林 金子

洋一君

健太君

修路君

新平君

森屋 三木

若林 金子

西田 昌司君

太田 房江君

岡田 直樹君

藤川 江崎君

森本 真治君

佐々木さやか君

青木 江島 尾辻 唐行君

島田 酒井

滝沢 松下

新平君

森屋 三木

若林 金子

洋一君

健太君

修路君

新平君

森屋 三木

若林 金子

西田 昌司君

太田 房江君

岡田 直樹君

藤川 江崎君

森本 真治君

佐々木さやか君

青木 江島 尾辻 唐行君

島田 酒井

滝沢 松下

新平君

森屋 三木

若林 金子

洋一君

健太君

修路君

新平君

森屋 三木

若林 金子

西田 昌司君

太田 房江君

岡田 直樹君

藤川 江崎君

森本 真治君

佐々木さやか君

青木 江島 尾辻 唐行君

島田 酒井

滝沢 松下

新平君

森屋 三木

若林 金子

洋一君

健太君

修路君

新平君

森屋 三木

若林 金子

西田 昌司君

太田 房江君

岡田 直樹君

藤川 江崎君

森本 真治君

佐々木さやか君

青木 江島 尾辻 唐行君

島田 酒井

滝沢 松下

新平君

森屋 三木

若林 金子

洋一君

組んでいたいたでいる、本当に我が意を得たりと、そんな思いがいたしております。何といつても、まず地方に仕事の場が必要だとうふうに思います。帰つてこようと思つても、県厅や市役所や銀行しかないというような状態ではどうしようもない。是非とも、そういう意味で、仕事の場をつくると。こういう意味で企業の地方拠点強化促進政策、今回、基幹税である法人税を手を入れて、地域ごとに優遇をするという極めて抜本的な取組をしていただいているとうふうに思います。

この政策がやっぱり幅広く使われていくことが必要だというふうに思いますし、そのためにも、何で日本の企業、本社機能が東京へ集中してしまっているのか。その実態も、なぜそうなのかという理由について明確でないところもありますから、それぞれの企業に、なぜ東京に本社を設置しているのか、地方へ移転する計画はないのかといったようなアンケートを実施をし、そして是非この制度について利用していただきたいだけるような促しをしていくということが重要だと思いますが、大臣の御見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) 御指摘、誠にありがとうございます。

一つは、今委員がお触れになつた税の優遇制度といふのを周知徹底ないと、そんな制度があることも知らなかつたはどうにもならぬと。例えば、五億円を投資をして、地方に移転をしますと。で、三十人が東京から地方に勤務を移転、二十人新しく雇うということになつた。いろいろな計算式はあるんですが、五億円の投資をすると九千万円お得というようなものなんです。

これ、我々は、商品として設計したときに、これはお得だと思ってるんですが、知らなければ利用のしようがないと。あと二ーズと合わないところをやうもないのと、経団連に対しまして、六月末を期限として、これは経団連がやつていただきしたことですが、今委員がおっしゃるようなアンケートをやろうと思いまして、経団連にお願いを

いたしました。経団連も、じゃ、やろうといふことになりますて、四百六十社を対象として、六月末を期限として、なぜ本社機能が移転をさせんかということをお尋ねをしていただいているわけでございます。

そこにおいては、移転を検討していない主な理由は何でしよう。何でしないんでしようか、あるいは、今検討していますか、いませんか、それから、ほかに何か施策として必要なものがありますか等々、聞かないと分かりません。これを集計をして、御希望があればここでもまたお話をいたしますが、なぜなんだろう、本社機能でもいろんなのがあるわけで、人事があり総務があり経理があり企画があり、本社丸ごと移転してくださいと言つているわけじゃないんです。じゃ、この部門だけでもといふのは必ずあるはずなんで、金輪際地方に移転できないとするならば一体なぜなんでしょうねというのを我々知らないと、またいろんな政策の打ちようがございませんので、委員の御指摘のとおりアンケートをやつておるところでございます。

○若林健太君　おっしゃるように、やつぱりこのなぜなんかといふところをしつかり分析をする必要がありましょし、また周知徹底という意味でも有効なことだと思います。是非進めていただければと思います。

実は、私の地元に今度日本無線が本社を移すということで、ちょうど歩いて十分ぐらいのところに移してくるんですね。千人の雇用が新たに移転をするということで、大変な活況でございます。

大変な影響力があるものだなというふうに、つくづくそういうふうに思つておりますが、この場合は、本社を、所在地をまさに変えているわけです。けど、今回のこの制度については、所在地そのものを変えなくとも本社機能の一部でも移すことによって優遇の適用があると、こういうふうに伺つております。そのことの確認と、そして目標とする七千五百、この根拠についてお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(石破茂君) これは本社丸ごと移転していただかなくて結構です。その機能のうちのどれかでもいい。つまり、これだけ情報が発達をし、交通が発達して、それは何も東京にいなくともいい部分って考えてみればあるよねというのが出てくるはずなんで、一部の移転でもそれは全く構わないものでございます。ですから、経団連とか同友会とか、あちこちに、こんなにお得みたいなポスターを貼ろうと思つております。是非とも先生方にもお力を賜りたいと思つております。それから、目標とする企業の地方拠点強化の件数七千五百というは一体何が根拠なのであるかというお尋ねでござりますが、これは平成二十三年中のいろんなデータを基にいたしました平成二十四年の総務省及び経産省が五年に一回実施をしておりまます経済センサス活動調査というものをベースにしてやらせていただいておるわけでござります。

こういう税制優遇になつてゐる地域、なつてしない地域、今までの実績、あるいはそういうものを全て計算をしてみましたところ、今後五年間で拠点強化、移転拡充の件数は七千五百、雇用者数については四万ということで出しておるところでございます。これ、今までの実績をベースにしてやつておりますので、何も荒唐無稽な数字ではございませんが、何も高い目標だけ掲げて幻想を振りまいでもいけませんので、このセンサスに基づいて出している数字でございます。

○若林健太君 非常ににある意味では手堅い目標だと思います。この目標に限らず、とにかく適用地していただくようなことが地方創生にとって非常に大きな起爆剤になつていくと思いますので、その御努力を引き続きお願いを申し上げたいとうふうに思います。

話題を変えまして、地方総合戦略についてお伺いしたいと思います。

今、全国の県、市町村が地方版の総合戦略の策定に取りかかっているところだというふうに思っています。我が長野県でも、県が主導しながら、

市町村、十プロックに分けてサポートしながらそ  
の取組が始まっています。  
しかし、この市町村、中を見てまいりますと、  
小さな村役場等ではなかなかどこから手を付けて  
いいのか分からぬと言つてゐるようなところも  
あつて、この一年でつくり上げることが本当にで  
きるのかと。期限を切つたことによつて、あるい  
はコンサルに丸投げしたりするようなリスクがあ  
るんじゃないのかと、この辺が危惧されるところ  
ですが、その点、いろんなサポート体制をして  
いただいていると思ひますけれども、大臣の御所  
見をお伺いしたいと思ひます。  
○國務大臣(石破茂君) 昨日も長野の阿部知事が  
来られまして、いろんなお話をさせていただきま  
した。恐らく委員のところにも行かれたと思いま  
す。そこには、県会議長さん、あるいは市長会の  
会長さん、市議会議長会の会長さん、町村委会の会  
長さん、皆さんいらっしゃつていました。  
やはり長野もそうですが、県がきちんと各市町  
村を、指導という言い方がいいかどうかは分かり  
ませんが、見てやつていくところが随分増ええてき  
たと思っております。そこに於いて、御指摘のよ  
うな、何か分からぬからコンサルに丸投げしま  
しょうというようなところがゆめゆめないように  
というお願ひもいたしましたが、地方の村役場と  
かいうところに行きますと、なかなか大変だよね  
というのがないわけではございません。  
ですけれども、それは、今までこういう計画と  
いうのは、市役所であり、町役場であり、村役場  
というのだけで作つていただと思うんです。今回お  
願いしていきますのは、村であれば、やっぱり商工  
会つてあるでしょう。あるいは、地方銀行、信  
用金庫の支店つてありますよね。あるいは、こ  
の間、真庭市といふところへ行つてきたんですね  
けれども、あそこは大学があるわけじゃないんです  
が、高校生がそれを作るのに参画するということ  
をやつていました。これは隠岐の海士町でもそう  
でございます。高校生を参画させよう、先生方を  
参画させよう。あるいは、連合を始めとする労働

界の方々にも参画していただき、地域の新聞やテレビにも参画をしていただくことで、役場ではそれは人が足りないかもしれない、だけれども、その地域における産官学金労言と、こういう方々が参画をされるところにつき、会議の席にいらっしゃる

間違いなく上がるはずだと。もちろん、コンサルタントの助言等々を受けることを一切厭目とは言いませんが、丸投げということではなくてもできる体制というのはあると思います。

そして、私どもとして、今まで人口五万人以下の自治体には国家公務員等々派遣してきませんでいた。國家公務員を派遣するあるいは学者さん、あるいは民間のコンサルタントみたいな方を派遣するという事業もやって、大変御好評をいただいております。

そして、今日も市議会議長会でお話をしてきた

のですが、地域経済分析システム、RESASSというのを持つておられます。それは、今まで行政しか情報を持つておられなかったのが、議員の方にも納税者の方にも、地域経済分析システムというふうに引いていただけすると、日本の地図が出る、長野をクリツクする、その次に長野市をクリツクする、松本でも何でもいいのですが、そうするといろんなデータが出てまいります。

国として、人材面、情報面、財政面で可能な限りの支援をしてまいりますので、委員が御指摘のように、一年つて短いんじやないかということを克服できるよういろいろな手では講じさせていただいているところでございます。

○若林健太君 先日、我が党でも、その今のビッグデータを利用したシステム、拝見させてもらいました。大変有効な情報だと思うんですね。そして、多くの人が関わることによって、本当に我が町、我が村の将来をみんなで語り合ってつくり上げていく、大変重要なことだというふうに思います。

ただ、先行して作成された地方版の総合戦略の中には、正直申し上げて、本当にこれ達成できるなんかいといふような、ちょっと高い目標を設定しています。

過ぎていいのではないかと言われるような戦略も

うに思ひます。

あるように聞いております。地方総合戦略の目標を達成できない場合に、あるいはペナルティーを科すとか、それがいいかどうかはあれとして、何らかのモラルハザードを起こさないような仕組みというものが必要なんではないかと思いますけど、その辺、大臣、どうふうで御恩付けていらっしゃる

ちよつと時間がなくなつてしまひましたので、予定した質問を少し飛ばしますが、次に、地方分権の中の農地転用に関する許可に係る事務権限の移譲についてお伺いしたいというふうに思います。

○國務大臣(石破茂君) そういうことはあるかも  
しません。ですけれども、先ほど来申し上げて  
おりますように、それを作るのは、何も市長さん  
や町長さんが人気取りのために、あるいは目立ち  
たいがために、すごく実現不可能なアンビシャス  
な目標を勝手に設定するわけではございません。  
いろいろな方がその計画作りに参考をするわけ  
でござりますし、今度の総合戦略におきまして  
は、P D C A・つまり企画立案、実行、点検、改  
善と、そのチェックの機能、P D C AのCの部分

れた市町村が担うことになつておりますけれども、これによつて、国として大切な食料自給の前提となる農地が乱開発に遭つたり、あるいは農地の面積が少なくなる、あるいは耕作適地が少なくなつて条件不利地ばかりが残つてしまふと、こんなようなリスクが心配されるわけでありますけれども、この点についてどのように手当をしてくるか、お伺いしたいと思います。

が必ず入つてゐるといふことでござりますから、そういうような目標を仮に掲げたとして、実現がどう見てもひつくり返つても困難だといふ場合には、この辺のところで引っかかつてくるわけがない。私は、そうすると、やはりその地域の經營者を選ぶのはその地域の納税者、主権者の権利であり義務ですから、じゃ、替えましょうねという話にひつきようなるはずでござります。

私どもとして、國として、こういうような目標を設定しなさいとか、あるいは、できなかつたらペナルティーですかと、そういうことを申し上げ

指定する市町村への農地転用許可権限の移譲についてござりますけれども、これは、市町村の申請を受けまして、一つには、農地転用許可制度等を基準に従つて適正に運用すると認められるところ、二つ目に、農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整つていると認められること、三つ目に、単に農地の総量を確保するということではなく、集団的な農地などの優良農地の確保に係る適切な目標を定めていることといったような要件を満たす農地の確保に責任を持つて取り組む市町村、これを農林水産大臣が指定をするということです。

るつもりはないません。それぞれの地域における地方自治、民主主義というのはそういうものだと考えております。

を基本に考えております。  
また、農地転用許可権限の移譲に際しましては、転用許可基準の緩和は行わないこととしておりまして、農地の乱開発につながるものではないと考えておりますが、さらに、農林水産省などをしてしまして、農地転用許可基準の明確化を行うとともに、自治体の担当者向けの研修の充実、事例集の作成を行う、あるいは、許可権限の移譲に係る運用状況を重点的に把握いたしまして、必要に応じて是正措置をとるよう求めしていくようなことを

で適切な運用が行われるよう取り組んでまいり

で適切な運用が行われるよう取り組んでまいり

たいと思います。  
○若林健太君 その指定市町村についてなんですが、もう既に地方自治法の条例によつて、事務処理特例制度を活用して農地転用許可に係る事務を行つている市町村、たくさんあると思いますけれども、どうもつづけで申すと、市町村によつては、

か。この制度によつて移譲を受けた市町村が、仮に、これまで何ら支障なく事務権限を行つてゐるにもかかわらず指定市町村になれないともしなるならば、国による新たな規制を設けるようなどになつてしまひはしないか。要するに、制度が両方併存するというようなことになつてしまふということですが、こういつたことによつて、一方、もし両方併存してしまつて、指定市町村になれなかつた場合でも、今までやつて來いた市町村が農地転用許可に係る事務を行うことは可能なのかどうか、この辺の制度の整理について大臣こ

○國務大臣(石破茂君) 理屈からいえば、併存といふのは起こり得ることでござります。それは起ころんですが、今回の見直しの趣旨というものを考え方ました場合に、やはりそういう場合におきましても、そういうところが権限移譲を御希望になら場合には、つまり市町村が都道府県と同じような権限を持ちたいなどいうふうな御希望がある場合には、指定市町村としての指定を受けていただくという方が望ましいと私どもとして考えております。

したがいまして、市長会とか町村委会におきましても、指定市町村の指定に向けて取り組むというような申合せをしていただいているところですが、私はどもとしては、繰り返しになりますが、なぜ指定市町村の仕組みを設けたのかという趣旨につきましてよく御理解をいただき、よう努力をいたしまりりますし、今事務方からも答弁がございましたが、今回は、別に規制を緩和するわけではなくございません。農地を守つていかねばならないといいます。

うのは当然のことですが、さりますし、そういうふうなう  
な仕組みがきちんとできていないところ、あるいは  
は事務処理能力の劣るところは、そういうものに  
対して指定をすることはございませんが、私ども  
として、それがやりやすいような事例集というも  
のをたくさん作つていただき、今回の新たな仕  
組みといふものに乗つていただき。  
つまり、開港を中心とする二ヶ国に農林水産省

も考えていかなければならぬのかなどいうふうに思います。革命みたいなのが起こつて世の中ががらつと変わって、社会のシステムが大きく変われば、何か世の中変わつたなどいうふうに感じることはあるかもしれませんけれども、この分権改革というのも、非常に大事なんだけれども、なかなか、地味というか、本当に地道にみんな頑張つてきてるんだけれども、じゃ、その評価が国民になり住民の皆さんにしていただけてるのかどうすることはちょっと私も考えなければいけないなとうふうにも思つておるんです。

それで、これひとつと、まず、どなたでも結構なんですねけれども、大臣、もし御答弁いただけたらと思いますが、この二十年間、分権改革ということでみんな頑張つてきましたが、もしこの分権

農地転用にしても、それは一々霞が関までお伺いを立ててはいるとなると物すごい時間掛かっちゃうねと。規制緩和ではないけれども、分権というのはあるんだと思つております。ただ、農地転用について申し上げれば、国の自給力というものを考えたときに、みんながみんな転用だ転用だ転用だということになつちやいますと自給力そのものが低下をするので、調整の仕組みはきちんとつくつた上でやつていくことですから、これから先もまだ分権をした方が住民の方々の利便性に資するものというのはたくさんあるだらうと思います。

て  
来るにすたゞ、大企業さんから来なくなつたのです  
たといふような例がござりますので、スピード  
デイーにといふことは企図いたしておりますが、  
規制の緩和を行うものではございません。  
ですから、指定市町村というものの手を挙げて

せていただきますけれども、地方創生ということで、これは恐らく、これまでの地方分権のこういう議論も当然ながら包含をする中で、今まで新たにステージに入っているのかなというふうにも思っております。

ただ、この地方分権の議論でござりますけれども、私も実は、二年前この参議院に来させていただく前は市会議員を十年間、平成十五年からでし

○國務大臣(石破茂君)　この地方分権という言葉は、地方主権という言葉は私どもは使いませんが、そこはどうでもいいんですけれども。細川内閣というのがあって、そのときに、細川さんが参議院議員の頃でしたでしょうか、知事の頃でしたら、住民にとってはどのような今不具合とか影響があつたと思いますか。

が、じやなぜ分権になじまないのか、じや分権をするためにはどうすればいいのかということを一度分かりやすく御説明する必要はあると思つております。

○森本真治君 大変お疲れさまでござります。民主党・新緑風会の森本真治でございます。

たけれども務めておりましてこの特別委員会にも地方議会また首長の出身の皆さんもたくさんいらっしゃるということで、恐らく皆さん同じ思

五十分の時間をいたしましたので、通告四項目させていただいております今回の法案に関連して、ちょっと質問内容多岐にわたるとは思いますが、けれども、今日は石破大臣に質問させていただくということで大変楽しみにしておりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。また、平副大臣もお出ましいただきまして、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

い共有されていると思いますけれども、この間、地方の側においても、私自身も、この地方分権についていろいろとそれぞれで努力もしてきたところがあったと思います。さらには、特にこの地方分権とも関わってくると思いますけれども、行政改革ですね、地方のそれぞれの皆さんには、それこそ必死になつて行政改革にも努めてきたというところがありました。

それでは、まず地方分権ということで少し時間を取りさせていただきて、お話を、議論をさせていただきたいと思います。

では、この分権改革ですけれども、果たして、  
じや、国民の立場に立つたときとがそれぞれの住  
民の立場に立つたときに、この改革の成果といふ  
ものがどれだけ実感をしてもらっているのかなど  
いうところをやっぱり改めてもう一度我々として

お話を書いておられたように記憶するのです。そんなばかなことあるまいと、バス停をどこににするかを一々当時の運輸省まで伺いを立てねばならぬなどとばかなことはないだろうと。

地域でできることは地域でやりましょう、住民に身近なことは住民の代表たる自治体にやつてもらいましょとうのが物事の基本であつて、それはずつと何本もの法律を作り、一回一覧表にしてこういうことができましたと御説明した方がいいのかもしませんが、あつ、これつて随分スピーーディーになつたよねといふことは随分と実感をしていただいているんだろうと思います。先ほど若林議員との議論にもございましたが、

らいたかった部分がなかなか進まない、しかし、それが要望とか何かすぐに即効性を持つて対応していくたぐくというような中で、それこれ住民の満足度は上がっていくといふ観点でのやつぱり効果というのも確かにあろうかというふうに思っています。

それで、今大臣言われたように、もうほんのこれまでの分権改革の流れでいえば、ある意味ほんの最終形に近づいてきているようなところも確かにあろうかと思いますね。これは、いわゆるシステム改革というか、行政のまさに手続の部分の改革という観点においてほぼ最終形になってきたかもしない。

ただ、これで分権改革というのが当然ながら終了ということではなくて、常にまた時代も変化をしていくわけで、新たな二一〇とか課題というのが生まれたときに、じゃ、新たな今度分権改革というものをどう考えていくかということが、まさにこれから分権改革の方になつていくのかなと。まさにこれは、改革のゴールはないし、だから私は、今日あえて例えば今までの中央集権が悪かつたという言い方をするわけではなくて、その時々に合つたシステムがあつた、それを的確に変化をしていくという中においては今後もこれは不斷の努力が必要なのかなというふうにも思つております。

ただ、その中で、やっぱり何というか、振り返りというか、検証というのは当然していきます。

今日は、失敗でしたねというようなことは当然、到底申し上げようとは思つておりませんけれども、これまでの改革が十分に適応例えればできていないような部分があるのであれば、やはりそこはしっかりとどこで確認をしていかなければならぬといふうに思つております。

それで、まさに今後この分権改革の新たなステージに入る中で、もうこれまで何度も何度も議論がなされているように、大事なのが、例えば東京一極集中のは正というようなことがずっとと言われておりますけれども、そういう人口流出であつたり、過疎化の問題とか、もうずっとこれ、過般もありましたね、限界集落といふような問題もずっとあつてきました。その辺りについてこれまでの改革がしつかりとそのような課題について対応できています。

それで、今日ちょっと配付資料、出していないんですけど、今から話すことがね。東京への転入超過、これは、東京都の資料を見ると、実はこれ、最近の話というか、平成九年からのよ

うですね。それまでは転入超過の方が東京は多かった。それが、平成九年から転入超過がずっと来ていて、まさに今も大きな問題として上がつて

きております。これ、平成九年といいますと、分権改革もうスタートしているんですね、実はまさに大きな問題になつて一極集中といふ話になつてきました。

これまでの分権改革というのは、まさにその目的というのがあつて、例えば地域の自主自立であるとか、そういうような目的があつたんだけれども、やはりそれらの目的が達せられなかつた、地域のそういう発展に貢献できていなかつたというところはあろうかと思うんですけれども、その辺について、これまでの分権改革の評価というか、そういう部分において実際に歯止めが止められていなかつたということについてはどのように考えますでしょうか。

○政府参考人(満田誉君) お答え申し上げます。

これまでの地方分権改革におきましては、地方公共団体として自主的、そして自立的な判断ができるような改革を進めてきたといふこと、国と対等協力的な関係にするということ、そしてまた、権限を移譲したり、あるいは国が義務付けていたといふことではなかつたように思つております。

○森本真治君 ありがとうございます。

それともう一つですけれども、平成の大合併というのがございました。これもまさに分権改革の、この流れの中で平成の大合併というのがございましたけれども、これもちよつと確認ですけれども、これは、分権改革の一環としてこの平成の大合併というのが行われたといふことであります。

○政府参考人(満田誉君) ありがとうございます。

大合併というものが行われたといふことでありますけれども、この合併の目的つてどう

かたんだしようか。この合併の目的つてどう

だつたのかを、ちょっとこれ、どなたでも結構なんですが。

○政府参考人(満田誉君) 第一次の分権、第二次の分権ということで申し上げるところならば、

ちょうど時期を同じくして確かに平成の大合併といつたことはあつたわけでございますが、分権の

一環としてこれが行われたと申しますよりも、合併の方は一定の行政基盤を強化しなければならないということ、そしてまた、専門の職員さんで

すとかあるいは専門の部署を新設して組織を充実して、地方公共団体の、言つてみたら、結じて言えば力を充実していく、そういう話として合併は

行われてきたものといふうに承知をしておりま

す。

○森本真治君 目的が違つていたのかなといふ

うに思いますね。一方では、やっぱり地域の活力

というか、そういう部分での地方分権と、行政サービスの効率化といふ、そういう部分での合併といふ話だつたのかなといふうに思います。これ、結果的な評価ですけれども、この合併を推進をしていったことが、例えば今本当に大きくなつてきている人口流出問題、東京一極集中に与えた影響といふのも、東京一極集中といふか都心への人口集中に与えた影響といふのも私はあらうかと思うんですけれども、その辺の認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) それは否定できないと思

います。

合併をして、確かに、行政能力が上がつたところはあるんでしよう、効率化になつたところもあるんでしょう、その合併市としてみればそうなります。

○森本真治君 ありがとうございます。

合併をして、確かに、行政能力が上がつたところがあるんでしよう、効率化になつたところもあるんでしょう、その合併市としてみればそうなります。

○国務大臣(石破茂君) それは否定できないと思

います。

合併をして、確かに、行政能力が上がつたところがあるんでしよう、効率化になつたところもあるんでしょう、その合併市としてみればそうなります。

○森本真治君 ありがとうございます。

これは合併の影の部分だとするならば、それをどうするんだといふ手当てを早急に講じません

と、そういう地域はどんどんと、それはもう限界集落から消滅集落にこのままいけばなるに決まつ

ているんで、どうやつてそこに、この合併といふ

のは今更元に戻すわけにはいかないのですから、戻すところもあるのかもしれませんけど、こ

れから先、どういうような方策が講ぜられるかといふのは極めて大事な視点だと思っております。

今回お願いをしております例えばコンパクトビ

レッジ、小さな拠点の形成などいうのもそうでござりますし、私は、そういうところにまだ残つてい

いろいろなインフラがござりますね、JAであるとか、土地改良であるとか、あるいは郵政であるとか、そういうものを使った、そういう地域をマネジメントするような主体というものをつくつていかない、限界集落が消滅になり、そこの人たちは東京までは行かないにしても近くの市へ行つちゃうよねということが止まらないんだと思つております。その部分の手当ては急を要するといふ認識を持つております。

○森本真治君 ありがとうございます。

例えば、政治・行政のシステムに限らず、何となくこの日本の中に、これは経済のシステムを含めて、効率化というか、そういうような部分を追い求めてきたところがあつたと思います。それはそれで評価をすべきところもあるうかと思いますけれども、今いみじくも大臣が言われたように、例えば行政のシステムの部分において言えば、まさにそのマイナスの部分というか、影の部分なんか非常に大きくなつてきたというところがまさに今の課題であるわけでございます。

そういう観点に立つたときに、今後のこの分権改革というか、新たな方向性の中で、当然これは地方創生の考え方にも私は含まれるべきだというふうには思つておりますけれども、いわゆる効率とかということを優先をしていいのかどうか、特に今後の地域社会などにおいてはそういう、何とおひですかね、安定というか、そういう部分においての支え合いとか公共的な力の要素というものを強めていくということも、改めてもう一度ここで辺が問われてきているのかなというふうにも思つております。

今後の地方分権の方向性の中で、今回第五次の部分もござりますけれども、その次のステージに向けてのこの地方分権の考え方について大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) 今次長から御説明いたしましたように、例えば過疎対策というものと分権というのは、一つの考え方の下に出てきたものではなくて、別個の考え方に基づいて行われてきた

をしておるんです。

それで、今後この改革を進めるということは、当然ながらこれ既得権益とのまさに鬭いといふことにならうかと思うんですね。まさに、今、國の方、既得権益と言つていいのかどうかはちよつと分かりませんけれども、今回でも自主的に、いや、そういう改革について取組をされたのかといふことがなかなかちよつと私は疑問に思うところもあるんです。

今回のこの一連の経緯なども含めて、今後やはりこの改革を進めていく上には國側の意識改革ということは大変重要なところかと思ひます。大臣、是非、今回ここまでたどり着いたこれまでの過程なども振り返りながら、やっぱり今後の取組への決意というか、そういうこともお伺いしたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) 委員御指摘のように、第一次回答ではもう八割が対応不可と、こういうふうなお返事だったわけですね。ああ、そうですかと。それをよく見ると、現行制度で対応可能だと、こう来るわけです。現行制度じゃ駄目だから変えてくれと言っているんですけど、現行制度で対応可能と言われるともう途方に暮れるわけで、現行制度で対応が可能だつたら、どうやつたら対応が可能になるのということをきちんと説明して納得してもらつてちようだいとこうことを言うと、どうもこれではまずいらしいという話になるわけだつたと思っております。

あるいは、対応困難だとかいうことになりますと、じや、どうやつたら対応できるんだというこ

とを向こうが納得しなければどうにもならぬ。対応困難で門前払いするんだつたら誰も相談には来ないわけで、対応困難ならなぜ困難なのかといふことを提案した側にちゃんとと説明しないといふことをやればなります。

それと、ちょっとこの項の最後にもう一問だけ、今後の改革の方向性といふ中で、今日はちよつとこの資料の一、ちよつとこれ、私、地元、広島県なので、別に広島県の中身をどうこう言おうという話ではないんですけども、ちよつと広島県を例に示させていただいたんですね。

やはり今後、今、権限などについて移譲といふことがありますけれども、一番大きいのはやっぱ

り税財源ですよ、本当に、これはもうずっとと言わ

なくて、地方の立場に立つてどうなるんだと。親

切に正直に丁寧に徹底してやるということはやはり政治が示すべき姿勢だし、それを仮にリーダーシップという言葉で言えばそういうことではないかと思います。

○森本真治君 まさにそのリーダーシップの重要性もあるうかと思います。それと、また繰り返しにもなるけれども、やはり世論の後押しということも非常に重要なつくるということを考えたとき、本当に、本当、これ二十年も地道にやつている部

に至るけれども、やはり世論の後押しということも非常に重要なつくるといふことを考えたとき、本当に、住民の皆さん、県民の皆さんに例え

ば行政の取組を実感をしてもらえるかというところも思ひます。

実は、これ例えば地方創生なんかでもそうですよね。この通常国会冒頭、まさにこれ地方創生国

会で、当初の予算審議などでも大臣も御活躍といふか、いろいろと取組もされていくと想ひます。

これ、衆議院から参議院、ここまで來るのに時間が掛かりますから、正直、私なんかも、今この地

方特別委員会のメンバーだというようなことで地

元で話をしても、まだ地方創生つてあったのかみ

たいな、そのぐらいのこれ本当に、こういうこと

を言つたら怒られるかもしれません、まあ、どう

うしてもマスクミが今例えれば安全保障とかばつかりやりますから、そういうような中で言つたときには、やはりこれ大臣はすつとこれ地道にリードーシップを發揮して頑張つていただかなければなりませんけれども、いかにやっぱり発信していくかということですね。これは我々も含めて頑張つていかなければならぬといふうにも思つております。

それと、ちょっとこの項の最後にもう一問だけ、今後の改革の方向性といふ中で、今日はちよつとこの資料の一、ちよつとこれ、私、地

元、広島県なので、別に広島県の中身をどうこう言おうという話ではないんですけども、ちよつと広島県を例に示させていただいたんですね。

やはり今後、今、権限などについて移譲といふことがありますけれども、一番大きいのはやっぱ

れておりますけれども、例えばこの広島県の予算を見ても、九〇%近くはこれはほぼもう義務的経費というか、そういうような状況の中で、

だと思ひますが、新型交付金というものはどういうコンセプトでつくつていくかということを考えたときに、自由に使えるお金がたくさん降つてきています。行政の取組を実感をしてもらえるかというところも思ひます。

○森本真治君 まさにそのリーダーシップの重要性もあるうかと思います。それと、また繰り返しにもなるけれども、やはり世論の後押しということも非常に重要なつくるといふことを考えたときに、パトーン化した補助金では駄目で、結果平等を志向する交付税では駄目で、

どちらかといふと、これまでの分権改革、この税財源の切り込みといふことが私は十分ではなかつてしまふかもしれません。

是非、今後の分権改革の視点の中でも、やはりここにもしっかりと力強く踏み込んでいただきたいと思いますけれども、お考えをお伺いします。

○國務大臣(石破茂君) これも、権限をよこすんだつたらば、権限、人間、財源を付けると、これ

ですから、地方に財源を更に渡していくといふことは考えなければなりませんし、当然のことながら、地方交付税は地方固有の財源といふことに

なつておるわけであります。問題は、その財源の偏在性というものをどう考えるんだと。同じ中國地方でも、広島なんていいなと我々は思うわけでありまして、鳥取、島根はなかなか悲しいなどいうことになるわけでございまして、それを補うために地方交付税といふのがあるのだといふことになりますが、それがや硬直的に、むしろどう

がために地方交付税といふのがあるのだといふことになりますが、それがや硬直的に、むしろどう

がために結果平等を志向する形へつくれられちゃかといえば結果平等を志向する形へつくれられてしまいだらうかといふ問題意識が私にはございます。

どうすれば本当に努力したところがより報われような、そういう結果平等もそのだけれども、努力したところによりインセンティブが付くような地方税の改革ができるかといふのは、もちろん主導権は総務省でございますが、私ども地

ならぬことだと思つております。

あるいはまた、御議論をいただくことになるのだと思いますが、新型交付金といふものはどういうコンセプトでつくつていくかといふことを考えたときに、自由に使えるお金がたくさん降つてきました方がいいと、それはそうに決まつてゐるんですけれども、もうそれだけでは、とてもじゃないが部分においても今後改革、もっと踏み込んでいかなければいけないのかなといふうに思います。

どちらかといふと、これまでの分権改革、この税財源の切り込みといふことが私は十分ではなかつてしまふにも思つております。

どちらかといふと、これまでの分権改革、この税財源の切り込みといふことが私は十分ではなかつてしまふにも思つております。

是非、今後の分権改革の視点の中でも、やはりここにもしっかりと力強く踏み込んでいただきたいと思いますけれども、お考えをお伺いします。

○國務大臣(石破茂君) これも、権限をよこすんだつたらば、権限、人間、財源を付けると、これ

ですから、地方に財源を更に渡していくといふことは考えなければなりませんし、当然のことながら、地方交付税は地方固有の財源といふことに

なつておるわけであります。問題は、その財源の偏在性といふものをどう考えるんだと。同じ中國地方でも、広島なんていいなと我々は思うわけでありまして、鳥取、島根はなかなか悲しいなどいうことになるわけでございまして、それを補うために地方交付税といふのがあるのだといふことになりますが、それがや硬直的に、むしろどう

がために地方交付税といふのがあるのだといふことになりますが、それがや硬直的に、むしろどう

がために結果平等を志向する形へつくれられちゃかといえば結果平等を志向する形へつくれられてしまいだらうかといふ問題意識が私にはございます。

どうすれば本当に努力したところがより報われような、そういう結果平等もそのだけれども、努力したところによりインセンティブが付くような地方税の改革ができるかといふのは、も

も、やはり今後大きく力を付けていただくよう

なつておるふうにも思つております。

大分時間が進んでおりますので、ちよつと次の  
テーマでござりますけれども、このまさに分権や  
地方創生にも私は大きく関わってくる問題だと思  
いますけれども、地方議会のことについては、是  
非ちょっとところで私も、本当に国会に来させても  
らったときにしつかりとこの問題は国においても  
議論をしなければいけないなと思っておること  
だったんですねが、なかなかこの国会、また党内に  
おいても、実は今後の地方議会の在り方につい  
て、そこまで積極的に議論がなされていないのか  
などというふうにも思うところがあるんです。今日  
は余り詳しくはできませんけれども、少し問題提起  
というか、是非、この場でも皆さんにも考えて  
いただきたいという思いで取り上げさせていただ  
きたいと思います。

それで、まず大臣、それこそ地方創生を進める  
上で、地方議会が果たすやっぱり役割というか重  
要性というのもいろいろあるうかと思うんですけど  
れども、今後のやはり地方議会や地方議員に求め  
られているものということについて、何かお考え  
ござりますでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) これはかなり難しいお話  
でありまして、首長よりも議員の方がより身近に  
いろんな実態を知っているのだと思います。やは  
り大合併があちらこちらで行われましたので、首  
長さんが全部見るというのはなかなか難しいねと  
いうことがございます。そうであるだけに議員さ  
んの役割というのは非常に増しておるのだという  
ことがあります。

と同時に、市議会にも県議会にも町村議会にも  
お願いをしておりますのは、RESAS、地域  
分析システムというものを活用して、それで議会  
における論戦をしていただきたいというお願いを  
いたしております。ここに道路付けてちょうどいい  
とか、ここに橋架げてちょうどいいとか、そういうう  
ことはもちろんございますでしょ、地域の要望  
として。それを実現するのも確かに地方議員さん  
のお仕事なのでしょう。しかしながら、その市  
その町、その村がどんどん縮小していく中に

あつて、そんなことを言つていてもなかなかその効果を発現するようなことは難しくて、実際にその自治体 자체をどうやって発展させるのだといふことは、RESAS等々を使った数値分析がないと政策の立てようがないと思っております。

そこで、単なる個々の陳情というものがなされたり、あるいは経験と勘と想い込みで所論を述べたりといふことではなくて、その自治体が発展していくような建設的な議論をデータに基づいていたら、私どもとして、それが可能になるような可能な限りの支援を先ほど来申し上げているようなことでやつてまいりたいと考えております。

○森本真治君 今の御答弁では、地方議員さんや地方議会の役割が大きくなつても、役割がどんどん低下していくことは私はないというふうに大臣も思われてゐるが、当然、思ひますね。

じゃ、今現状、地方議会に対する評価といふか、それこそ地方議会不要論までが上がつてくるようなことも聞いたりもします。先般行われた統一地方選挙においても、本当にこれ無投票、首長さんも実際無投票のところは多かつたでけれども、特に県議会選挙なんかでは、これ二〇%以上が無投票になつてしまつという今の状況がござります。それこそ、やはりこれはなり手の問題もありますけれども、なり手がないということとは、やはりそれなりの評価がなかなかその住民なんかの皆さんの中に、やはりそこまでの重要性というのがまだまだ十分ではないということの裏返しでもあろうかというふうに思います。

今この、それこそ国民なり住民の皆さんのが考える地方議員に対する評価ですね、国会議員の選挙では余り無投票つて聞いたことありませんけれども、大臣、今のこの地方議員さんに対する評価、答弁は難しいですかね。ちょっと、どう思われるか。

○國務大臣(石破茂君) 済みません、私は地方議員をやつたことがないので、あるいはとんちんかんなことを言つたらお許しをいただきたいと思ひますが、三十年近く国會議員をやつてきて、随分

が一票を入れたあの人は何をやつてくれているんだろうなという人が常に見ていただける、あるいは見られる状況にござりますから、地方議会の方々の更なる御活躍に期待するところは誠に大でございます。

○森本真治君 ありがとうございます。期待する御答弁を私はいただいたとふうふうに思つております。

地方議員の皆さん自身が、例えば今の議員の待遇とか権能というか、本音では思つていても、何とか今、議員バッシングみたいな、そういうような中でなかなかこれをはつきりと声高に発信することというのが、正直私は難しいような今状況があらうと思うんです。だから、そういう部分においては、私は国会議員のことをとやかく今言おうと思わなくて、やはり地方議員の皆さんのお處遇とか、しつかりとしたり手を確保する、というような努力というのは、これはやはり我々国会の側も、国政の側もしつかりと後押しをしていくということは非常に重要なふうに思います。そのような認識を私は持たれていると大臣は思いましたので、やはり今後しつかりとこれを我々も努力をしていかなければならぬなというふうに思つております。

それと、もう一点ですけれども、これはちょっと確認という形になるかもしませんけれども、今、例えば合併が進んで選挙区が大きくなつてとか、そういう中で議員に出ようと思ってもなかなか出づらいような状況があるとか、あとは、どうしてもこれは人口の多い地域の、例えば県議会でいえば議員さんの方が当選をしやすいとか、そういうような部分があると思います。当然、これ、一票の格差の問題、これ国会でも出でていますけれども、あります、特にやはり地域の地域課題を的確に県政なり地方自治の方に届けていく役割という部分においては、私は、これは地方議会においては、ここ辺りの議員の選出方法というのは柔軟に考えていくということは、これはちよつと憲法とかの兼ね合いとかよく分からぬんですけど

れども、考へてもいいんじゃないかと思うんですよ。

例えば、政令市の県会議員さん不要論みたいなことも出ますよね。よく、だけれども、議員は政令市の議員さんの方が多いんですね。やっぱり。

そういうような問題もあつて、そこら辺について、これは地方議会のことと結構なんですが、やつぱり。ちょっとといろんな憲法との兼ね合いなんかも含めて検討できるのかどうか、御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(時澤忠君) お答え申し上げます。

都道府県議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数につきましては、公職選挙法第十五条第八項におきまして、「人口に比例して、条例で定めなければならない。」とされているところでございますが、同項のただし書きがございまして、「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができ」というふうにされておりまして、都市部と過疎地域との人口の不均衡につきまして、その考慮要素に含まれるというふうに承知しております。

また、平成二十五年の議員立法によります公職選挙法の改正によりまして、都道府県議員の選挙区につきましては、一定のルールに基づきまして条例で定めることとされまして、自由度を高めまして、地域的なまとまりを踏まえて、地域の実情に応じて設定することが可能となつたところでございます。

したがいまして、議員の定数配分につきましては、人口比例が最も重要な基本的な基準であることを踏まえながらも、これらの現行制度を活用することも一つの手法ではないかと考えております。

いざれにいたしましても、地方公共団体の議会議員の選挙区や定数の在り方、定数配分の在り方につきましては、広く地方自治の在り方に関わる問題でもございますので、各党会派で十分に御議論いただく必要があるのではないかと考えている

ところでございます。

○森本真治君 どちらにしても、例えばそれぞれの地方議会の定数や選挙区の配分は、それぞれの議会がまた判断をされることになつてこようか。

と思ひますけれども、今の御答弁では幾らかは柔軟性があるなどいうふうにも思ひまして、これは国会の中で議論ということになるか、私も地元に戻つて地元の議員の皆さんとの議論になるか、あとはやっぱりそれぞれの有権者の皆さんの判断と

いうのもありますけれども、ちょっとこれは私自身も追わせていただきたいなというふうに思いました。

した。

ちょっととベースを考えなくて、あと五分しかなくなつてしましましたんで、東京一極集中の是正ということをこれ考えておつたんですが、ちょっと

と後に回させていただいて、今日、副大臣がいらっしゃるんで、まだ答弁してもらつていらないんで、せつかくなんて、ちょっととこれ通告をしていませんが、全体では数千あるというふうに聞いてお

ないん。

コンパクトビレッジについてちょっととこの後させていただこうと思つておるんですが、昨日テレビに出られていて、ちょっとと私、全部見させてもらつてないんですけれども、コンパクトシティについてのちょっとと御所見を述べられたと

いうふうに伺つています。コンパクトシティもコンパクトビレッジもやはり考え方としては私は共通する部分があらうかと思うんですが、コンパクトシティについてなかなか難しいというか、

苦労しているというような趣旨の発言をされたと

いうふうに伺つていますが、今後のやつぱりこの取組にも大きく影響してくると思うんで、その真意について御説明いただけますか。

○副大臣(平将明君) 昨日のテレビの発言の趣旨は、今まで人口が増えていったときは、町が拡大方向に行つて、ベクトルが中心街から外に向かうつくりになつていたわけですが、これが人口減少になつてくると、中心市街地に集約をしてく

どのぐらいですかね、私が初当選ぐらいですから

七、八年前ぐらいから、かなり、甘利大臣だったとき出ましたが、コンパクトシティというコンセプトが出てきました。

ただ一方で、その集約は、コンパクトシティという概念が出てきた割には進んでいないというふうに思います。なぜならば、それは、そこに移るかどうかは各個人の判断によるわけでありま

す。ですから、昨日も一緒に共演していた夕張市長の鈴木市長も、コンパクトビレッジ、コンパクトシティをつくりたいんだけど、住民が納得をしてくれなければうまくいかないと。たしかに二三百の世帯を説得したというふうに聞いています。

住民の理解もなければ進みませんし、また、中心市街地が魅力あるものにならなければそれは進んでいかないんだと思います。我々政府ができるのはあくまで環境整備とか法の整備でありますので、そういうふうに皆さんが思つていただけるような施策を政府としては進めていくということだと思います。

○森本真治君 まさに、もちろん住民の意思といふものが非常に重要になつてくる中で、いろいろアイデアは考へるなんだけれども御苦労されるという中で、じゃ、本当にどう、政策誘導といふか後押しができるかといふことも今後考へていかなればならないといふうにも思うんですが。

それで、このコンパクトビレッジの中でも、例えはこれ、財政的支援というのがござりますけれども、例えばこれ、いろんな生活サービス施設なども、例えはこれ、立上げのときだけの財政支援

になるのか、ある程度、やはりこれつてもう収益、多分認められないとも思ひますよね。

いうのは、当然ながらこれ、常にランニングコストが掛かつてくる話であつて、ただこれつて、どうなんですかね、立ち上げのときだけの財政支援

なるのか、ある程度、やはりこれつてもう収益、多分認められないとも思ひますよね。

それがこれ、立ち上げのときだけの財政支援になるのか、ある程度、やはりこれつてもう収益、多分認められないとも思ひますよね。

それがこれ、立ち上げのときだけの財政支援になるのか、ある程度、やはりこれつてもう収益、多分認められないとも思ひますよね。

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかです。

よろしくお願ひいたします。

先日、厚生労働省が平成二十六年の人口動態統計を発表いたしました。合計特殊出生率、昨年は一・四二ということで、前年に比べますと〇・

〇一ポイント減と、近年は緩やかに上昇していましてけれども、ここに来て九年ぶりに減少に転じたということでございます。都道府県別に見ます

と、やはり最も低いのは東京で一・一五と、一番

ことを重視するというの難しいと思うんです。

そうすると、これも地道にやつぱりこういう財政支援というのを続けていくというお考へがあるの

かどうか、そこについてお伺いします。

○政府参考人(内田要君) 財政、コンパクトビ

レッジの財政支援でございりますけれども、まさに御指摘のように、特に生活サービス等、コンパクトビレッジのようなところでは非常に、地域の状況等まちまちではありますけれども、採算性が非常に厳しいものがあらうかと思ひます。

そこで、もちろんこれはいろんな取組、例えばお年寄りの見守りサービスとかをやつておられるというような事例もございまして、財政支援の前にそういう地域の取組というものの、もちろんある

て、小商店とかガソリンスタンドとか、あるいは住民の方々が会社をつくつて、みんなで出資しています。

心市街地が魅力あるものにならなければそれは進んでいかないんだと思います。我々政府ができるのはあくまで環境整備とか法の整備でありますので、そういうふうに皆さんが思つていただけるような施策を政府としては進めていくということだと思います。

○森本真治君 まさに、もちろん住民の意思といふものが非常に重要になつてくる中で、いろいろアイデアは考へるなんだけれども御苦労されるといふふうに伺つています。コンパクトシティもコンパクトビレッジもやはり考え方としては私は共通する部分があらうかと思うんですが、コンパクトシティについてなかなか難しいというか、

苦労しているというような趣旨の発言をされたと

いうふうに伺つていますが、今後のやつぱりこの取組にも大きく影響してくると思うんで、その真意について御説明いただけますか。

○副大臣(平将明君) 昨日のテレビの発言の趣旨は、今まで人口が増えていったときは、町が拡大

方向に行つて、ベクトルが中心街から外に向かうつくりになつていたわけですが、これが人口減少になつてくると、中心市街地に集約をしてく

る、ベクトルを逆に向けるということで、これは

高いのが沖縄の一・八六ということだそうあります。やはり東京が低いわけすけれども、これまでと少し違う傾向いたしましたは、これまで地方を中心に出生率が向上する傾向にあつたんだけれども、その動きが少し鈍くなつてきているということだそうです。

地方創生への長期ビジョンでは、若い世代の結婚や子育ての希望が実現すれば合計特殊出生率が一・八に向上するということが見込まれるとされております。子供を産み、また育てたい、こういう希望をかなえていくというのは、東京、地方に限らず日本全体の問題でありますけれども、やはり特に人口減少ということに直面をしている方針にとっては、我が町でまた村で子供を育ててもらうということは差し迫った課題であると思いま

この地方創生という観点から、少子化対策の強化、どのように取り組んでいかれるのか、大臣に伺います。

○國務大臣(石破茂君) 先般の発表されました合計特殊出生率につきましては、もう分析は委員御指摘のとおりでございます。やはり、今までは引っ張っていた形の地方の伸びが鈍化した、場所によつては伸びるどころか、鈍化どころか低下したというところもございまして、何でそんなことになつたのかというのをよく分析をしたいと思っております。

あわせまして、やはり晩婚化、晚産化というのは極めて強く利いておりまして、ただ、このことを改善しようと大変なことで、早く配偶者を得られた方がよいのではないかと感じます。早く出生なさつたらよのではないでしょ

うなどということを言うと、そんなことに干渉されたくないわあっとお叱りをいたくわけで、ここをどうしたもの、どうかといふのは極めて難しいと思つております。今までそういうことだつたんですね。

ただ、フランスなんかはもうきちんとそういうことを国として言うのだといふことになつてゐる

んだそうで、そこをどうしたものだらうかというのは、これを言うといろんな御批判を浴びるからということで言わないでいるというのは決して正しいことだと私は思つていなくて、そこはもう闘争的な御議論を委員会でも賜りたいと思います。

もう一つは、これはやはり日本全体の晚産化とか少子化とかそういうことだけ言つていてもどうにもなりませんで、例えば合計特殊出生率が二・〇を超えているというのが、それでも日本中に二十七市町村ございます。一・八を超えているとい

うのは百二十あるわけございまして、なぜそこでもそれができているんだらうかというのはそれなりの理由があるはずでございます。あるいは、企業としても、企業子宝率という言葉を委員当然御案内のことかと思いますが、この会社でも東京本社と地方の営業所では全然出生率違うよねということがございます。

ここはやはりミクロに分析をしていかなければいけぬのではないかと思つております。国はいろいろなことも申しますいろいろな政策も打ちますが、地域地域あるいはそれぞれの職場、職域におきまして、いろんな御検討をいただき、何か、私どもとして支援できることは何なんだろうかといふことを、私は余りこの言葉は使いませんが、全労でやつていかねばならない、そういう時期に来ておると考えております。

○佐々木さやか君 ありがとうございます。

私も、大臣がおっしゃつたとおり、やはり個々の事情、ミクロの分析というところが大切な方偶者を得られた方がよいのではないでしようかと、早く出生なさつたらよのではないでしょ

うなどということを言うと、そんなことに干渉されたくないわあっとお叱りをいたくわけで、ここをどうしたもの、どうかといふのは極めて難しいと思つております。今までそういうことだつたんですね。

ただ、フランスなんかはもうきちんとそういうことを国として言うのだといふことになつてゐる

人ですが、年々人口が減り続けてきた、高齢化率も四〇%を超えていた、このままではいけないと感じます。そこで、町の外から子育て世代に来てもらおうということで、町の外から子育て世代に来てもらおうということで、経済的な支援ですね、子供たちの医療費の無償化、また第二子以降は保育料も無料にすると。それだけではなくて、移住をしてきてくださる方たちに一対一で相談に乗つて、徹底してきました。それで、町の外から子育て世代に来てもらおうとした結果で、十三年度には、それまで毎年數十人ほど減つていた人口の社会動態が初めてプラスに転じたということだそうです。

地域おこし協力隊の力を借りたりとか、また地元の食材のブランド力アップなど、いろんな取組をこの島南町でも行つてあるそうですねけれども、やっぱり日本一の子育て村という、この掲げているところが私はとても魅力的だと思いますし、この子育て支援ということが、一つ人口減少をプラスに転じた大きな力になつてあるんじゃないかな

と思つています。

その子育て支援というのは内閣府の子ども・子育て本部などが取り組んでおりますけれども、やっぱりこの地方創生、また移住の促進という観点からも、こうした好事例を横展開していくつていただきたいと思つますけれども、この点について、政府の取組を伺います。

○國務大臣(石破茂君) 委員が御指摘になつた島南町といふのは本当にいい取組だと思っております。日本一の子育ての町といふのみならず、うちもB級グルメといふのは一切やらぬ、A級グルメだけやるんだといふことで、島根のいろいろな食材を集めて一流シェフを呼んでといふんで、これまで人がわんさか来るわけござります。これはやはり、何でそういう例が島根だけあるのか私はよく理解いたしかねておるところでござりますが、島根にはそういう例がたくさんございます。

そうした中で、地方で中小企業の廃業が相次いでいるという声がございました。利益が仮に上がつて、各地から地方議員に集まつてもらいました。国会議員も入りまして、現場での課題をいろいろと議論をいたしました。

そうした中で、地方で中小企業の廃業が相次いでいるという声がございました。利益が仮に上がり、後継者がいないために廃業する企業も少なくないということございましたがつて、地方の隅々にまで景気の回復の効果を届けるとともに、この事業承継、後継者の確保、また事業承継の円滑化ということも重要な問題です。この点、第三者への事業承継を円滑にする法改正、これも検討されておりますけれども、地方に若い世代の雇用をつくり出すという観点から、若い世代に事業承継をしてもらう、こういう仕組みづくりも重要なことです。

例えば、その地域、周りの地域にはちょっと後輩人材として見付からないと云ふこともあります。例えば、島根県の邑南町、有名なところだと思

うかということであつて、やはりそこにはいろいろなヒントがあるんだと思います。そういうのは、もう、おたく、カリスマ的な町長がいるからさと

を探していい。ただ、ければいらっしゃる可能性も高まると思うんですね。ですから、地域ごと支援センターですか、またトライアル雇用などとも組み合わせて、事業承継をしてもらうために地方に移住してもらう、こういうことも観点として取り入れて、事業承継の促進、全国的な取組といいますか、仕組みづくりを行っていくべきではないかと思つてゐるんですけれども、この点、いかがでしようか。

どの勤務経験があるような、こういった人材、それを地域の中小企業が受け入れていただく際に、やはりお試しの期間が必要でございます。こういった場合に、この受入れ費用の一部を助成をいたします。H-I-Jターン助成金というものにつきましてもこの交付金の支援メニューとして国から例示をさせていただいているところでございます。

こういった様々な取組を通じまして、地方への移住を希望する外部の人材の活用を図りながら田舎な事業承継に取り組んでまいりたい、このように考えております。

民間でやるのだというような、そういう地方創  
の本来のあるべき姿というものを具現化をして  
ただいていいと思います。あるいは地域にて  
て、官民いろんなものがありますが、その連携  
図られていないのをいかにして連携させるかと  
う視点も持つていただいておりまして、地域の  
合力、そしてまた民の知見を引き出すという意  
で地方創生の一つのモデルになり得るものだと  
えております。

と。しかも、突然、いや、山北駅で降りるときは払ってくださいと車内で言われると。なので、部活で試合のために来た子供たちが先生の言い付けて現金を持つてこなかつたんだけれども、言い付けに反して持つてきた子供がいたためにみんなが精算できたというような逸話もあるそうですが、いまして、とにかく不便だと。なので、このS 11-icaを、ICカード乗車券を使えるようにしてほしいというのが地元の強い希望なんですね。ところが、ここが使えない理由としては、利用者が少ない駅ですからと、利用者が少ない御殿場駅です。

中小企業の事業を円滑に承継をする、こういったことは地域の雇用でありますとか企業の技術を守つていく上で非常に重要でありますので、こういったことは地方創生の観点から重要なとありますのはまさに委員御指摘のとおりでございます。昨年策定をいたしました総合戦略にもその旨を織り込んでおるところでございます。

その中小企業に対する事業承継ということにつきましては、やはり経営者の気持ちが非常に重要であるということでもございますので、経営者に対するセミナーを通じまして普及啓発を図つておるところでございますけれども、この後継者不足に悩む経営者と、こういった企業の資源を活用する、そういったマッチングの事業なども、委員からお話をありました事業引継ぎ支援センターで

○佐々木さやか君  
是非よろしくお願いいたします。  
神奈川県の西部にあります山北町、丹沢の山と  
か湖に囲まれた自然豊かな町なんですねけれども、  
ここは今、人口は一万一千二百六十四人で、この  
約二十年間で三千人も人口が減りました。こうい  
たことから以前から人々減少対策に取り組んでき  
たんですけども、昨年はPF1による定住促進課  
住宅を整備をいたしました。これは四十二世帯など  
てに子育て世帯また新婚世帯が入ってくれたとい  
うことで、しかも約六割が町外からの移住とい  
うことでございます。このPF1の手法によりま  
でいろいろとコストの削減ですか効果的なPF1  
ができたと、こういう成果もあるそうですが

たと。どうしてここに入つたんだですかといふア  
ケートを見ますと、一つは駅が近いということ  
ございまして、山北駅というJR東海の御殿場  
という線の駅が近くにございます。ただ、これ  
人駅として、この維持をするために、山北町と  
て、町民ボランティアということで町の皆さん  
手伝つていただいて、切符の販売ですとか案内  
いうようなことをやつてこの駅の維持にも必死  
努力をしていると、こういうことなんですね。  
この住民の皆さん、また町の皆さんのが非常に  
望として強く思つていらっしゃるんだけれども  
なかなか実現できないというのが、実はIC乗車券  
券、SuicaというようなもののIC乗車券  
使えない線なんですね。これがために非常に面  
なことになつてゐると。

線なので、ICカードは使えません」という回答をされてしまう。それも、確かに自動改札というものは人が乗り降りが多い駅で便利なためにあるものだという理屈も分かるんですけれども、こうやつて一生懸命人が来てほしいと努力をしている、また若い人たちにも住んでもらっている、駅が近い、こうやって今頑張っているにもかかわらず、人が少ないんだからICカードは使えなくもないでしようというのではなくて、私がなにうふうに私は感じております。

この点について、国交省に来ていただいているので、現状とまた今後のこのICカード乗車券の利用の可能性について、手短にお願いします。

○政府参考人(篠原康弘君) お答え申し上げま

行つてゐるところでございまして、このセンターを二十七年度には全国の都道府県に展開をいたい、このように考えておるわけであります。それから、平成二十六年度補正予算で措置をいたしました地方創生先行型の交付金におきまして、今委員からお話のございました地域しごと支援センターを整備をいたしまして、ここで地域の仕事情報や生活情報等を一元的に収集、提供をいたしまして、各地域における魅力ある仕事づくりとそれに必要な人材の呼び戻し、そして育成、定着、こういったものを進めておるわけであります。

この住宅の近くに今度はカフエですかコンビニ  
二、また交流広場などを備えた小さな拠点を整備  
する予定であります。これも官民出資の第三セクタ  
クターではなくて、町民、企業の融資による一〇〇  
〇%民間出資で行うと、こうした取組を必死の思  
いをしておりまして、応援していただきたいなと思つ  
ているんですけど、この山北町の取組につい  
て、大臣から御感想といいますか、御所見がござ  
いましたらお聞きしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) この山北町の事例は、委  
員御指摘のように民間でやるんだと、カフエにし  
ても、あるいはミニスーパー的なものもやってい  
らっしゃると承知をいたしておりますが、やはり

例えば、山北駅の近くに住みました。若い世  
ですからその町の中だけで買物というのもなか  
か、また通勤のためにも横浜の方に行つたりと  
小田原の方に行つたりとかしますね。また、こ  
山北町に来てもらいたいということで横浜から  
ると。横浜は東海道線、JRの東日本で乗つて  
る。国府津駅で乗り換えてこの御殿場線に乗つ  
降りてもうらうんですけれども、Suicaで横  
駅で入つても、この御殿場線はSuicaが使  
ませんのでそのままでは降りれないんですね。  
しかも、JR東海とJR東日本でまたがつて  
るという事情もございまして、車内で現金で横  
からこの山北町までのお金を払わなきやいけな

山北駅へのICOカードシステムの導入について述べます。されども、JR東海によりますと、先生御指摘のように、設置とか維持管理コストがかなり掛かるので利用者数あるいは旅客流動を考慮した上で考えなきやいけませんということ、それから各社をまたがる場合には更に運賃設定の対象駅までの飛躍的に増えるものですから、大変コストが掛かるのでそこが大きな課題ですといふふうに聞いております。

ICOカードの導入 자체は鉄道事業者の一義的に判断だと思いますけれども、国交省といたしましても、交流の基盤となる鉄道でござりますので、積極的な施策展開を働きかけてまいりたいと存じます。

中華書局影印

考えておられるが、お頗るおもしろい事

○國務大臣(石破茂君) 濟みません。発想力が貧

うな形になつてゐるんですね

今昔文選

税というものが減ってもその地域を維持していく、こういうような日本本邦増える二二〇億円

す。国交省ではICカードの普及・利便性拡大に向けた検討会といふことも行つてゐるそうですが、れども、聞いたところによるところいう問題は取り上げ対象にはなつていないということですけれども、やつぱり地方への人の流れといふところでも、本来ならばこうふう問題も検討していただきたいと思います。

時間が参りましたので、以上で終わります。あ  
りがとうございました。  
○寺田典城君 維新の党の寺田典城でございま  
す。よろしくお願いします。  
先ほど、森本議員なり平副大臣なんか話して

おつたんですけれども、このコンパクトシティーとかコンパクトビルッジというのは、私、成功例って聞いていないんですよ。昨日も平さん、まよ正直な人だから、ちよつと難儀しているといふような話を聞いて、成功していないというような話をししておつたんですけれども。

私は、コンセプトというのは、そういう机上のプランというのは良くないと思うんですよ。机上のプランなんですよ、あれ。それをするんだつたら、技術者養成の町だとか、職人を育成する町だとか、グローバル人材の育成の町だとか、そういうコンセプトを持つてすべきだと思うんです。そうすると、その方がレベルが上がればどこかで仕事をできるということになりますし、それから、ますますＩＴ化になるでしょう。そうすると、技術だつてレベル上がつていかなきやならぬですよ。

あるところどころでこうごうジョークが、これ小ばんな  
しながらですが、G.M.の社長が労働組合の委員長  
に、何というんですか、今度は皆さんが造るよう  
なものはロボットで造るようになる時代になるね  
と、こういう話をしたそうです。  
そうしたら、その組合の委員長は何と言つたと  
思ひます。大臣、ちょっとと思つたことを言つてみ  
てください。

○国務大臣(石破茂) 溝みません。発想力が發せん  
困で、何か普通のお答えしか思ひ浮かびません。  
で、それだつたらおまえは要らないとかなんとか、  
か、そんな話なのかもしれませんが、分かりま  
ん。御教示いただければ幸いです。

○寺田典城君 私も笑つたんですけど、ボ  
ボットは車買うことができますかと言つたそ  
うなんですよ。そうなんです、そういう時代が来る  
うんです、私は、ここ十年もすれば、介護だつ  
センサーでこう動くとか。だから、そういう時  
で、やっぱり私は、その対応した人間を選ぶ

それから、秋田県の話をすると、TDKが珍

うな形にならでいるんですね。毎年、ああそうですよね、今はよく介護なんか十兆円だというので、二〇二五年になれば二十兆円になります。そうなると、半分は、四分の一は地方自治体が出さなきやならないんで。それと、あと、もしあれだとすれば、後期高齢者の医療だつて、国も出すんですけれども、そういう時代になつてくるでしょう。全体的にみんななつくるんです。

だから、そういう十兆円も地方が今現在社会保障費出さなきやならぬ中で、そうすると、地方創生で何を優先してやつていくか、大臣のこの腹を聞きたいんですけど。

株というものが減ってもその地域を維持していくべしと考へております。稼ぐというのは何も商売人になれとかそういうようなお話ではなくて、やはり補助金、あるいは交付税等々の公のお金に頼らないで地域経営というものは志向してしかるべきものだと思っておりまして、そういうものを念頭に置いて総合戦略というものはお作りいただきたいと考えております。

○寺田典城君 稼ぐ力とか、自治体は、例えば給与費なんか、昔は、平成十三年度でいえば二十四・六兆円だった。現在、二十五年になりますと十九・八兆円とかいう、もう削つてくるものは

いことに二百五十億も掛けで工場を造るということですよ。それは、円安になつて戻つてきたんじゃないといふんです。生産技術の開発の拠点にするということなんですね。ですから、ＩＣＴ化するとか、雇用はほとんど考えないといふんですね。今までの人がレベル上げてあれして下さいといふことなんです。

だから、いろんな面で、アップルなんか強いから、いろんなところに物を発注したりして水平型モデルだと、シャープが失敗したのは垂直型モディリでやつたからだとか。今、あれでしよう、企画とそれから製造というんですか、それ全くかかれているような、今までみたいに垂直型でみんな一緒にやろうなんという時代でもなくなっています。

だから、役所ね、やっぱりもう少し役所の機関、考え方、現場行つて変えなきやならぬでされているんです。

本論に入りますけれども。

それで、私この前もしやべつちやつたんだけれども、安倍総理にも麻生さんにも、日本の国二〇二〇年までもちますかつて、オリンピック前に財政破綻してしまったんじゃないですか、この状態だつたら。地方財政が、特に言えば、臨財債ば五十兆円超えているし、交付税特会は三十兆円も、というか、八十兆円以上隠れて借りているよ

うな形にならでいるんですね。  
毎年、ああそうですよね、今はよく介護なんか十兆円だというので、二〇二五年になれば二十兆円になります。そうなると、半分は、四分の一は地方自治体がおさなきやならないんで。それと、あと、もしあれだとすれば、後期高齢者の医療だつて、国も出すんすけれども、そういう時代になつてくるでしよう。全体的にみんななつくるんです。  
だから、そういう十兆円も地方が今現在社会保障費おさなきやならぬ中で、そうすると、地方創生で何を優先してやつていくか、大臣のこの腹を聞きたいんですけど。  
○國務大臣(石破茂君) 地方創生で何を優先するかは国が決める事ではございません。それぞれの地域地域において何を優先するかをお決めをいたぐことに相なります。そこは、今委員がおしゃいましたように、コンパクトシティーといふものを日本全国津々浦々に広げようと思つてゐるわけではございませんが、人口が減少する地域において、副大臣も答弁申し上げましたが、延び切つてしまつた町の道路でありますとか公共下水道でありますとか、そういうものの維持管理には多額のコストが掛かりますので、それを低減するためにはどうすべきなのかという政策の選択も地域によつてはあると思います。  
日本全国全てコンパクトシティーにしてくださ  
いということを申し上げているわけではありませんが、コンパクトシティーといふものは一つの優先順位とすることもございましょう。委員おつしやいますように、そういう新しいマザー工場型のものを持つてくる、そこは余り人を雇わないのが問題なのですが、そういうものを誘致するというのもございましょう。  
その地域地域において優先順位は違つて思いますが、私が申し上げたいのは、その地域において稼ぐ力といふものをどれだけ持つていただけるかということですございます。ここは成功事例をよく分析したいと思いますが、補助事業あるいは交付金に一再機きさんまじめにござります。

税、というものが減るでもその地域を維持していく、そういうような自治体が増えることが望ましいと考えております。稼ぐというのは何も商売人になれとかそういうようなお話ではなくて、やはり補助金、あるいは交付税等々の公のお金に頼らないという地域経営というものは志向してしかるべきものだと思っておりまして、そういうものを念頭に置いて総合戦略というものはお作りいただきたいと考えております。

○寺田典城君 稼ぐ力とか、自治体は、例えば給与費なんか、昔は、平成十三年度でいえば四十九・八兆円とかという、もう削つてくるものは削つているんですよ。それはいいんです、三百万円を二百七十万人にしたとか、やれるものはやっているんだけれども、国はやはり一番、何といふか、ある面では赤字国債を発行できるからかも分からないですけれども、私は財政に対して危機感がないなど、率直にそう思います。

そして、今は日銀に国債を買取りさせていると、いうようななところで、だから国際的な信用、信認を得ながらやつていくしかない、総理も麻生大臣も、それでは終わりなんですよ。だから、それ以上のことを石破大臣に聞いてもこれは無理だということだと分かりますけれどもね。私は復興でもそうしゃべったんですが、優先順位付ける時代になつたと思いますよと。復興だつて、金がなくなつたら、やれないところあるからどれを優先すべきかと。だから、地方創生だつて優先順位を今事務レベルで考えるときには思つうんですよ。その辺をひとつ御理解賜りたいと思います。そういう言葉は悪いことじゃないんですね。

それでは、別に行きます。

四月二十一日、このような質問を石破大臣にしているんですよ。それで質問は、限界集落に住んでいる方々にもっと夢を持つてもらうためにはどうのような支援をしていくべきか、そのことをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) そこへ住まい続けたいという意思がある限りはそこに住まつていただけますということをきちんとすることが前提だと私は思つております。やはりそこにおいて、自分が田畠を耕し、そしてまた花鳥風月をめでのようないがございまして、そこに住み続けたいといふことがある限りそれは絶対に傷つけてはならないと、いうことが大前提でございます。

そこにおいて、夢というのはやはり、里に下りました家族あるいは親類縁者、そういう人たちが時々というのかやつてきてくれて、そういうような独りぼっちで山の奥ということではないものを実現をしたいと思つております。さればこそ、コンパクトビレッジ構想におきましては、ネットワーク型交通の確立がなければコンパクトビレッジというものは成り立たないと思つております。そこで、そこにおいて暮らしていただける、そして親しい人たちあるいは親類の方々、そういう人たちが折に触れて訪ねてくれるというような、そういうようなものが幸せの一つではないかなと私は考えております。

○寺田典城君 私、何十年と住んで七十歳とか八十歳になつても頑張つていますね。あれ以来、四月二十二日、ずっとやつぱり限界集落とか中山間地歩いて見てゐるんです。感じることは、物すごくいやつぱり所得少ないですよ、だけれども、山菜取れたり空気が良かつたり。そしたら、十年したらこの人方は、もう十年したらどうなるの、この山、里山、これどうやって守つていくのと、みんなそれこそ雑草が生えて放棄されてしまつて、原発事故のあれみたいな形で、もうすごい形になっちゃうと思いますね。

それで、私思ひには、やはり地方創生大臣賞つて、もっと地方で住んでいる、中山間地で住んで

いる方をある面では顕彰すべきだと思うんです。地方創生大臣賞とか、世の中の価値を認めさせる、中山間地に住んでいる方に對して。だから、そういうことを考へるべきだと思ふんです。それで、そういうことがあれば、五十代の方は五〇%が田舎に住みたいとか、六十代もいるとか、その中の一人でも二人でも三人でもその土地で山を今度は繼承してみようかとか、そういうのが世の中の価値観があれば私は出てくると思うんですよ。

何とか、大臣、大臣賞をつくることを約束してください。

○國務大臣(石破茂君) 持ち帰つて検討いたしますが、それはできないはずはないんです、できなはずはない。農林水産大臣賞なんて山ほどありますから。それは、地方創生大臣賞なるものが喜んでいた、だけるようであれば、ただ賞状一枚にどれだけ喜んでいただけるかどうか分かりませんが、それはやります。はい、やります。

問題は、今委員がおつしやることを聞きながら思つたんですが、例えば年金はもらつてはいる、そこへ行つて、別に山で何十万も得なくていいんです、五万でも十万でもいいと。私は、この間の週末、真庭市というところに行つたんですが、やはりそこにおいて、バイオマスというものを使つて、今までごみと思われていたものをいかにして副産物として使うか。それすごい金は出ないんです。でも、月に三万でも五万でも得られるというのはそれによつて可能でしよう。自伐型林業というのもそうでございましょう。

そういう限界集落みたいなところに住む方々に、住むことの価値、あるいはなりわいの幾ばくかでもつくつていくということは、政策がつくつていく仕事だと思っております。

○寺田典城君 限界集落に行くと、空き家もたくさんありますし、それから道の駅には、月三万円ぐらいのものを作つて、自分の名前付いたものが今度はこれだけ売れたよなんて喜んだりもしてゐるし、それはやっぱりそういうふうになるのに

五年、十年と掛かると思うので、空き家をちゃんと活用する、そういうのはやっぱり地方自治体が支援して、来ていただけるよう、後継ぎをですね。  
だから、東京からとか、都市から住むというのは、ある面ではそういう豊かさを求めていく人が、私も知っています、たくさん知っています。だから、お金ばっかりじやないということ、その顕彰を、今いろんな大臣賞がありますから、大臣賞以上の大臣賞を付けていただく。メキシコの漁師という小説を読んだことがありますか。後でちょっととインターネットで引いてみてください。あれはもう面白いです、あれ。メキシコの漁師というあれなんですが、そういうことでひとつ考えていただきたい。  
あと一分ですね。補助金なしで成功した町おこしの事例というのはどこがありますか、教えてください。

○政府参考人(内田要君) 簡潔にお答えいたしました。

通称「やねだん」と呼ばれておりますが、鹿児島県の鹿屋市柳谷地区でございます。これは、やはりリーダーがすばらしい方で、アイデアあふれるリーダーの下で、補助金をもらわずに、土着菌堆肥からサツマイモを作りました。オリジナルの焼酎「やねだん」を開発されまして、また、トウガラシ栽培で集落の自主財源を確保されて、高齢者にボーナスを支給する、逆に、まで至つておられ、また全国のリーダーを集めて「やねだん塾」をやっておられるというような事例がございました。

○寺田典城君 それで、今施設もたくさんありますし、それから二、三十万の都市に行くとショッピングモールなんかもありますから、そういうところを活用したりしてヤドカリ方式で、まずできるだけ物を造らないことを、レス・イズ・モアって、物ないことが豊かであるということをよく考えて計画立ててください。

以上でございます。時間になりました。

○委員長(西田昌司君) 午後四時に再開すること  
者問題に関する特別委員会を開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、森屋宏君が委員を辞任され、その補欠として酒井庸行君が選任されました。

午後四時開会

○委員長(西田昌司君) ただいまから地方・消費  
の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を  
図るための関係法律の整備に関する法律案及び地  
域再生法の一部を改正する法律案の両案を一括し  
て議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○紙智子君 日本共産党的紙智子でございます。

第五次地方分権一括法のうち、農地法並びに農  
地の転用許可権限を持ち統けてきた理由、現在で  
あれば四ヘクタール超は国ですけれども、國が農  
地の転用許可権限を持つていた理由についてお聞  
かせください。

○国務大臣(石破茂君) これは本年の六月三日に  
参議院の本会議におきまして林大臣が答弁をして  
おるところでございますが、第一に、四ヘクタ一  
ル超の場合には農地がまとまつて失われるという  
ことがございます。もう一つは、それだけの農地  
が失われるということになりますれば周辺農地に  
おける効率的な農業経営の展開に支障が生ずる、  
そのようなおそれなしとしないと、この二つの理  
由によりまして國が転用許可権限を行使してきた  
というふうに承知をいたしております。

○紙智子君 今お答えいただいたんですけど  
も、大規模な農地転用には國の農業公共投資が実



に六週間、これは許可を行う者が農林水産大臣であるか都道府県知事であるかにかかわらず六週間以内となつているところでございます。今回の地方分権改革によりまして、標準的な事務処理期間を変更することは考えておりません。

一方、許可申請に先立つて事前調整が行われることが多いわけでございますが、この都道府県へ移譲されることに伴いまして、事前調整を都道府県が行なうことが基本となることになりますから、これらを含めた許可手続に関する期間全体の短縮が図られるものというふうに私ども考えておりまして、農林水産省といたしまして、今回の農地転用許可権限の移譲後も農地転用許可の審査が適切に行われるよう、また農地転用許可基準の明確化を行いながら、担当者向けの研修の充実、事例集の作成を行いまして、許可権限の移譲に係る運用状況、これを重点的に把握をし、必要に応じて是正措置をとるよう求めていくことにより、農地転用許可制度の適切な運用を図つてしまります。

○紙智子君 今のお答えでいいますと、これまでやつてきたような事務処理期間は変わらないということですね。ですから、迅速化を図るためにこれ審査の質を落とすことではないと思ふんです。やっぱり現地に行つてちゃんと確認をしてやるということについて、短くすることでこれをもう軽く扱うことはやっぱりあつてはいけないというふうに思います。

今回の改正は地方六団体の要望だということが強調されているんですね。しかし、地方の要望だけなのかなというふうに思うわけですね。つまり、財務省の財政制度分科会に主計局が出している論点には、水田の供給力の過剰や将来の人口動態、地域のニーズを勘案すれば、農地転用規制を含め農地総量確保の在り方を見直す余地がある、つまり、農地を減らしてもいいかと受け止められかねない論点も示しているわけですね。

それから、農林水産省について言えば、食料自給率目標、この間、五〇%から四五%に下げるとい

うことがあるわけです。元々、農業基本法の考え方というのは、これ国内の農業生産の増大を図ることを基本とするということですね。それに、農地を減らしていいとか、食料自給率の目標を下げてもいいということではないと思うんですけど、私は、これは財務省や農林水産省の消極的な姿勢にそもそも問題があるんじゃないかなと、そのことが本改正案で一番実は問われていることだというふうに思ふんですけど、この点についての大臣の見解を伺います。

○国務大臣(石破茂君) 私は、これが財政の論理によってこうしたことになつたとは思つておません。農地の転用ということを除きましては、耕作放棄地というのはどんどん増大をいたしておりますわけですね。それは、今回、農地の転用というもののについての申し上げておりますように規制を緩和するものでもございません。それがその自治体において農地をどれだけ確保するかということについて明確な目標がないものは、その対象自治体たり得ないものでございます。

そういうのを許容すると、どんどん農地を減らして財政に寄与するとか、あるいは食料自給率の低下といふものを許容すると、そういうことだと私は考えておりません。我が国において食料自給率、私は自給力という概念の方が大事で、自給率といふのは消費者の動向によつて幾らでも変わらざるを得ないといふふうに思ひます。

自助、互助、共助、公助のコミュニティー形成の視点で質問させていただきます。

○紙智子君 小さな拠点についてでございます。

中山間地域におきましては人口減少や高齢化が進展をしておるわけですが、医療、福祉、お買物、そのように生活に必要なサービスと、いうものがそれぞれの集落において維持できなくなつてゐるということは認めざるを得ません。そういたしますと、その地域において拠点というものを設け、そういうようなものを集積することによって、大事なのは、歩いていけるということが

。

つ農地の転用許可権限を全て地方自治体に委ねるもので、しかも、農業委員会の公選制、一方では、片方の農水委員会では、この公選制を廃止をして自治体の首長の任命制に変えようということあります。

農地は食料生産の基礎だと、食料自給率を高めにくためにも、多面的機能という観点からも、やっぱり國が責任を持たなきやいけないというふうに思うんですね。今回の改正案は、そういう点でいうと、國が果たすべき責務、役割を後退させるものではないかといふうに言わざるを得ません。そのことを申し述べて、質問を終わります。

○山口和之君 日本を元気にする会・無所属会の山口和之でございます。

今日は松田公太さんに代わつてこちらで質問させていただきます。

メキシコの漁師ですが、ダウンロードしてきたんですけれども、時間があつたらお話ししさせていただきたいなと思います。

自助、互助、共助、公助のコミュニティー形成の視点で質問させていただきます。

地方再生法改正案の小さな拠点形成事業について伺いたいと思いますが、地方創生の施策の体系の中でこの施策はどのような意義を持たれているのか、位置付けについて伺いたいと思います。

また、小さな拠点の形成に係る取組全体の効果をどのように評価しようと考えているのか、何をもつて成果となすのかをP D C Aサイクルの中で教えていただきたいなと思います。

○国務大臣(石破茂君) 小さな拠点についてでございます。

中山間地域におきましては人口減少や高齢化が進展をしておるわけですが、医療、福祉、お買物、そのように生活に必要なサービスと、いうものがそれぞれの集落において維持できなくなつてゐるということは認めざるを得ません。そういうふうに思ひますけれども、今回の改正は、国が持

。

私は大事だと思っておりますが、そういう地域をつくる、拠点をつくる。しかし、それぞれの集落については、容易にそこへ行き来ができるようになります。交通ネットワークをきちんとつくる、デマンドタクシー、デマンドバスのときものでございま

す。これによりまして住民の方々の安心な暮らしを守るという上で極めて重要なふうに考えておるところでございます。

地方公共団体におきまして地方版総合戦略を作つていくわけでございますが、この小さな拠点といふものも極めて重要なものでございます。そこにおきましては、基本目標、K P Iというものを設定をし、そしてまたP D C Aサイクルによる検証が行われることによって企図した政策目標が達成されたかどうかというものはきちんと検証していかなければならぬものでございます。

こういうことをやることによりまして小さな拠点といふものをつくる。しかし、それはそれぞれの集落を見捨てるということではなくて、その集落をきちんと生かしながら、全体としてその地域のこれから先の持続可能性を維持していくということだと私は考えておるところでございます。

○山口和之君 ありがとうございます。

今回小さな拠点は対症療法的な一時的な過疎化対策にすぎないという指摘も聞きます。そういった指摘をどのように受け止めて地方再生を進めいかれるのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) これは、対症療法でやつてその後はどうなるのか分からぬねという御批判があることは承知をいたしております。

先ほどの委員への答弁の中で、私は持続可能性を維持するということを申し上げました。このことによつて、昭和の大合併前の旧村、というものを持つ一つの単位だと考えておりますが、そこに昭和の大合併前には村役場とか町役場とかいうものがあつたわけで、そこを拠点としネットワークを張ることによつてその旧村単位の地域を維持する

。

このアーティストがおられます。

ですから、そこにおいて維持というものは可能でござりますし、さらに加えて、例えばその小さな拠点というものを宿泊の場所にする。ここはいろんな工夫が必要でございますが、宿泊の拠点とする。あるいは、交流の拠点とする。あるいは、そこににおいて地域の方々がお作りになつたいいような農産物でありますとかそういうものに付加価値をつけて売る。あるいは、若い世代の方々と

の交流の拠点にする。そういうよくな形で、単にその場しのぎのといいますか、委員のお言葉をお借りをすれば対症療法治的なといふか、そういうよくなことではないということにしてまいりたいと思います。

ですから、埠境埠境において設定されるFBIにおきまして、この小さな拠点を使ってそこをどうするのだという、そういう観点は総合戦略づくりの中において、そういう観点を加味していくべきだときたいと考えております。

閣連してなんぞいわれども、日本版のC.C.R.C構想について伺いたいと思います。六月十二日に発表されました、まち・ひと・しごと創生基本方針の中でも、地方への新しい人の流れをつくるための主要な施策として日本版C.C.R.Cが位置付けられておりますが、日本版C.C.R.C構想の意義についてお伺いしたいと思います。また、大臣は昨日、記者会見においても法改正の意義について伺いたいと思います。

どのように具体化していくのか、お考えをお聞かせ願います。

○国務大臣(石破茂君) このCCRに何かない日本語はないかねと思つてはいるのですが、なかなかいいアイデアが浮かびませんで、また委員始め皆様方にこういうアイデアはどうだということがあれば承りたいなというふうに思つています。

まあ、取りあえずCCR。そのCの一つはケ

アですね。もう一つは継続のコンティニューですね。Rは  
リタイアメントということになるわけでございま  
すが、このCCRは今までの例えばサービス付  
き高齢者住宅とかいうものと何が違うんだとい  
うことを考えましたときに、今まででは要介護状態  
になつてそういうようなところへ入るということ  
でしたが、私どもが考えておりますのは、要介護  
状態になる前から、すなわち東京におられる五十五  
代の男性の五割、六十代の男性の三割、女性の三  
割が、できたら地方で暮らしたいということが  
二つござるつです、まだ西へ暮くなる前からそこ

ういうところへ行くことによって、学習もしましよう、運動もしましよう、いろんな活動もしましようということで、要介護状態にできればならない、なつたとしてもずっと送れるということですで、要介護状態になる前から御希望があれば行つていただきたい。

第二は、サービスの受け手ではなくて、CCR Cがあるところへ行きまして、いろんな地域活動の主体となつていただきたいということをございます。年金受給者の方々もおられますから、月に二三十万の収入でも十分に人生といふものになります。

エンジョイできるといふことがあるうかと思いま  
す。そういうサービスの受け手ではなくて出し手  
になつていただきたいといふことが二つ。  
三つ目は、何とかの里とかいう名前で、そういう  
ような地域がありますが、それはそれだけでク  
ローズしております。私どもが考へているCCR  
Cは、何も郊外の離れたところにそんなものをつ

こううといふことを考へてゐるわけではなくて、場合によつては町中といふこともあり得るんだろうと思ひます。そこにおいて、これから先、地方大学の定員といふものがどんどん割れてくることが予想されるわけで、そういう方々がそういうよな大学に行つて学ぶ、あるいは若い方々と交流する、いろんな多世代、いろんな立場の方々が交流するまさしくコミュニティーをつくろうといふことでございまして、以上三点におきまして、今

までの構想とは異なつたものを考えております。それをやります場合に、一つは法律の支援、あるいは財政的な支援、税制の支援というものがござるだろうと思います。実際にそこに行きたいなという要望がある方がます頭に思い浮かぶのは、そこに行つてどんな人生があるだらうかということになります。もう一つは、多くの方々が、五十年代、六十代になられる頃には手に入れたおうちというののローンが終わつている方が多いんだと思いますが、そのせつかく手に入れたおうちをどのようにして活用ができるのだらうかということを、非常に悩んで思つてゐる方達がござります。

○山口和也君 ありがとうございます。  
地域包括ケアシステムにおいても、そのような  
コンセプトに基づいて、地域の中で自助、互助、  
共助、公助のところをどのようにつくりていく  
か、受け身だけではなくお互いまの社会をちや  
んどううやつてつくりしていくのかというのが言わ  
れているところでございますけれども、今までど

いろんなことをしようとしているがなかなかうまくいかない最大の理由は、司令塔のような方々がいらっしゃらない、あるいはコーディネーター、あるいはコンシエルジュでも結構ですけれども、そういう、誰かリーダーになつて、少し、もちろんその地域の方々がやつてくんすすけれども、そこがなかなかうまくいっていないと。例えば、地域包括ケアシステムの中で地域包括支援センターといふものがそういう中心になつて行う予定だつ

いたんですけど、なかなかそれが何年たってもいかないという状況の中で、これを実現されることは非常に至難の業なことは確かだと思います。そういう意味で、今後、元気な方が移住するんですから、雇用の確保も大事でしようし、それから、単なる高齢者マンションで今までと変わらない、ただダンスをやるとか何かをやるとかそれだけで終わって移住しているだけじゃないかと思うふうに考えると、司令塔のイメージというの非常に重要なつくると思いますが、その辺についてお伺いしたいと思います。

（國務大臣（石皮義昌）） そしは指揮官のとおり

で、私どもの中における議論におきましていろいろな有識者の方々にも加わっていただいております。増田寛也先生に座長をお務めいただいておりますが、まさしく委員御指摘の、司令塔といふもののをどうするんだということが論点の大きな一つでござります。

いやございませんので、そういうようないるなんないズといふものとくみ上げながら、あるいはいろんな機能というものがばらばらになるのを一つにまとめていきながらやつていく上において、今、司令塔作成補助制度なんぞといふものがあるわけではございません。そういうような司令塔づくりのようす、そういうものに対する財政支援が

あるわけではありません。

自治体の長の立場に立つてみれば、C C R C とかいうものがあるらしい、うちでもやりたいんだけどなあといつても、そういうことにたけた人を雇おうと思えばえらい金が掛かるぜというようなこともございましょう。そういうことも新型交付金といふものを考える上において一つのヒントとなり得るのではないかというふうに思つておるところでございます。

○山口和之君

ありがとうございます。

地域包括ケアシステムにおいても、ケアだけの話じゃなくて、町づくり、地域づくりというのがあります。そう考えていくと、どう連携を取つていくのかというのが非常に重要な要素になつてゐます。

お渡しした資料を見ていただきたいんですが、

日本版 C C R C 構想の基本コンセプトというものがあります。この日本版 C C R C の基本コンセプトの方を見ていたら、健康のときから移住しますという以外は、例えば下の仕事、社会活動、生涯学習、いわゆる活動と参加、あるいは仕事で生きる人、やりたい方はやつて生きましょう、地域と一緒に歩んでいきましょう、地域に溶け込んで多世代と共に働きましょう、これは移住しないでその地域の中でも当たり前のようやることなので、やつていかなければいけないことで、そう考えていくと、これを商品の目玉のように地域に移住してくださいと言われても、本來、東京、都市部でもこういふものをやつしていくのが当たり前の社会、先ほど大臣もおつやつていたと思うんですけども、そう考へると、そこを間違えないようにしないで、東京、いわゆる都市部でも是非こういうことをやつていただきたいと思うんですけど、その点について、何となく移住しないきやいけないというイメージがあるんですねけれども。

○国務大臣(石破茂君)

もちろんこれは都市部でやついてただいてもちつとも構わないことでござります。ですが、問題は、一番新しい増田レポート

トになりますように、これから先、どうしても

東京圏といふものは、医療、介護といふものの体制に不足を生じるであろうと。そうすれば、まだ健廉なうちから地方に行きましょうというのも、もしあり得るのではないかというふうに思つておるところでございます。

○山口和之君

ありがとうございます。

地元に受けられるだらうかといえども、そこはかなり疑問符が付くだらうと思っております。

ですから、地方に、うば捨て山という言葉、私嫌いなんですけど、そういうものをつくつて、もうどこか行つてもらいましょうといふようなことを考へておるのは全くございません。もし、地

方に行つて第一の人生を地方で暮らしてみたいな方、そういうふうにお思いの方があれば、それを阻害している要因を取り除くのは政治の仕事であろうと。そして、東京において元気で一生終わりたいなという方がおられれば、それはそのような御希望を実現するのもまた政治の役割だと考へております。

○山口和之君

ありがとうございます。

メキシコの漁師については、また次回。ありがとうございます。

○和田政宗君

次世代の党の和田政宗です。

○和田政宗君

地方創生、地方再生の観点から質問をしていきます。

○山口和之君

ありがとうございます。

先週、私は、この委員会質疑で政府機関の一部を間違えないようにしないで、東京、いわゆる都市部でも是非こういうことをやつていただきたいと思うんですけど、その点について、何となく移住しないきやいけないというイメージがあるんですねけれども。

○國務大臣(石破茂君)

もちろんこれは都市部で

やついてただいてもちつとも構わないことでござります。

今後、筑波研究園都市のように国が主導し

て、必ずしも東京に立地する必要のない国の試験研究・教育機関を集中的に移転する新都市の建設

といふのは構想としてありますでしょうか。一考の余地はあると考えますが、石破大臣はどのようになりますでしょうか。

○國務大臣(石破茂君)

これは、筑波研究園都市

市、もう一つは関西学研都市といふのが、この二つが法律に基づいてつくられているものでござい

ます。

やはり、学問というのは集積することによってシナジー効果があつて、いろんな新しい気付きみたいなものがあつて更に大きな成果を呼ぶという

ことでございます。今、私の立場で、じゃ、第三の研究学園都市みたいのをつくりますなんぞといふ無責任なことを申し上げるわけにはまいりませ

んが、そういうような学問の集積というものは一

つの意味を持つものでござりますので、いろんな学問がある、それが、例えば、仙台なら仙台でもいいのですが、ここへこんなものが集積すること

によつてこんな効果があるぞといふことは、やはり地方の側からも出していただきたいと思つてお

ります。

こんなものは一朝一夕にできれば誰も苦労しな

いのでござりますが、筑波とそれから関西学研都

市以外にもそういうものがあつてもいいのではないかといふのは、私は初めて承る御見解でございまして、私の方としても、よく委員の御指摘を踏まえながら勉強させていただきたいと思ひます。

○和田政宗君

ありがとうございます。

筑波の例ですと、国土交通省の国土地理院も併せて移転をしていて、それと様々な研究機関によ

るシナジー効果というのもあるといふに思ひますので、今大臣から、やはり地方がよく考へて手を挙げてほしいうことがございましたので、私も、地元宮城県でありますから、地元に戻つて

て、様々な自治体の首長さんとも意見交換をしたい

といふふうに思ひます。

次に、筑波大学などで開発されているがん治療

思います。

B N C T 、ホウ素中性子捕捉療法といふものが筑波大学などで開発されているんですけれども、この技術は、中性子線ビームによりましてがんをピンポイントでやつつけるもので、ステージの浅いがんであれば、三十分一回照射でがんが根治に向かうという画期的な技術で、日本が世界を大きくなり得るとしています。

この技術、実用化が間もなくですけれども、これが汎用化されまして日本各地の病院に導入が進められ、初期のがんに対しては短時間での治療が可能であることから、例えば海外からやつてきて、検査、治療、経過観察の三日間入院して、あとは周辺を観光するといった医療ツーリズムなどの新たな地域活性化策につながつていくといふふうに考えております。

こうした技術、積極的に地方への導入を図るべき国でも支援をしていくべきだといふふうに考えますが、石破大臣の見解はいかがでしようか。

○國務大臣(石破茂君)

今委員がおっしゃいましたが、B N C T 、難しくてよく分かりませんが、エネルギーの低い中性子とがん細胞に集積するホウ素化合物の反応を利用してがん細胞を選択的に破壊する体への負担が少ない最先端の放射線がん治療法といふことなのだそうでござりますが、これ

は、つくば国際戦略総合特区において治療法と治療装置の実用化に向けた研究等が進められ、現在、大学等の研究機関による治療の実施などの着実な取り組みが進展しているということだそつてございま

す。

ということで、まさしくそれは総合特区として必要な支援を行うわけでございますが、そうして得られました成果を、当該特区や医療産業だけではなく、ほかの関連産業あるいは当該特区地域以外の地域の活性化に広げるということがこの成

果を更に生かすことになる、あるいは地方の活性化につながるといふものだと思つております。特区制度といふものをそのように活用するといふこ

とによって地方の更なる創生を図りたいと思っております。

○和田政宗君 ありがとうございます。

もう一点、地方の産業というような観点からお聞きしたいというふうに思いますが、メタンハイドレートの開発状況についてお聞きしたいというふうに思います。

メタンハイドレートは海底で採取されるわけです。どのような運搬方法になるか分かりませんけれども、近くの陸地にパイプラインで揚げるか、港まで運搬して陸揚げするという形になるというふうに思います。

こうした掘削ポイントや陸揚げポイントに近い地方部にメタンハイドレート用の火力発電所などを建設できれば地方創生の観点からも有効だとうふうに考えますが、政府の見解はいかがでしょうか。

○大臣政務官(岩井茂樹君) お答えをいたしました。

委員御指摘のとおり、国内の資源を活用いたしまして地方の経済を活性化をして地方創生を図つていくという観点大変重要なこととなっております。それを踏まえまして、メタンハイドレートの開発の進捗状況についてまず御説明いたします。

表層型のメタンハイドレートにつきましては、昨年度及び昨年度の調査におきまして、表層型メタンハイドレートの存在の可能性がある地質構造を合計九百七十一か所確認しております。昨年度は、掘削調査による表層型のメタンハイドレートを含む地質のサンプルを取得したところであります。

今年度の調査の結果、十分な資源量の存在が確認されれば、表層型メタンハイドレートの生産技術の調査、開発等に着手することになりますけれども、表層型メタンハイドレートというものは海底に露出をしておりまして、海底面に環境保全にも配慮した新たな生産手法を確立していく必要があります。

委員が御指摘されました、メタンハイドレート

掘削ポイントに近い地方部に火力発電所等を建設したらどうかというお話をござりますが、今述べましたような課題をまず克服した上で、商業生産に至った場合には、メタンハイドレートから回収される天然ガスの生産量やコストなどによつては、地域のニーズも踏まえつつ、天然ガス火力発

電の燃料や都市ガスの原材料などとして活用することができます。とも検討されていくのではないかと考えております。

いずれにせよ、メタンハイドレートは将来の国

産資源として大変期待をされておりまして、政府

としても、その視点からこれからも開発に取り組んでまいりたいと考えております。

○和田政宗君 このメタンハイドレートが実用化されましたが、これは日本が独自資源を持つことだけではなく、例えば地方においての活性化につながる可能性もあるというふうに思いますので、引き続き開発への積極的な支援をお願いできれば」というふうに思います。

次に、指定管理者制度についてお聞きしたいと

いうふうに思います。この指定管理者制度は、特に地方におきまして、民間の力を借りることで雇用の新たな創出にもつながっているというふうに捉えております。しかししながら、企業や団体が管理者になろうとしまして安く入札するために、過重な労働や人件費の抑制などが見られるとも、実際に現場の声として

いうふうに思っています。

この指定管理者制度は、特に地方におきまして、民間の力を借りることで雇用の新たな創出にもつながっているというふうに捉えております。

そうした調査結果を踏まえまして、各地方公共

団体において、指定管理者制度が適切に運用され

ます。今年度もこういった調査を行う予定でございまして、労働法令の遵守、雇用・労働条件への配

慮についても調査をしたいと思っております。

そうした調査結果を踏まえまして、各地方公共

団体において助言等をしてまいりたいと考えて

いるふうに思っています。

○政府参考人(時澤忠君) お答え申し上げます。

指定管理者制度は、地方公共団体の公の施設を、民間事業者が有するノウハウを活用することによりまして住民サービスの質の向上を図ることを目的として、平成十五年九月に設けられた制度でございます。この制度導入以後、様々な取組がなされた中で留意すべき点も明らかになつてきましたので、地方公共団体において制度の適切な運

用に努められるように、技術的助言等を行つております。

具体的には、指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を満たす最も適切なサービスの提供者を議会の議決を得て指定するというものでありまして、単なる価格競争による入札とは異なるものであるということ。また、指定管理者が労働法令を遵守することは当然のことでありまして、地方公共団体が指定管理者を選定するに当たって、指定管理者において労働法令の遵守や雇用労働条件への適切な配慮がなされるよう留意するよう助言をしているところでございます。

また、調査をやっておりまして、平成二十四年度の調査によりますと、約六割の施設で労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮について、選定期あるいは協定締結時に地方公共団体において確認をしているということです。また、労働時間、給与計算、安全衛生などの労働条件について、社会保険労務士等の外部委員が点検を行つて、モニタリングを行つてある例も承知をしておりま

す。今年度もこういった調査を行う予定でございまして、労働法令の遵守、雇用・労働条件への配慮についても調査をしたいと思っております。

こうした調査結果を踏まえまして、各地方公共

団体において助言等をしてまいりたいと考えて

いるふうに思っています。

○和田政宗君 よろしくお願ひをいたします。

最後、二問、これは地方、特に被災地などで抱えている課題についてお聞きしたいというふうに思いますが、被災地における水産加工品の販路拡大に向けた支援策についてお聞きをしたいというふうに思います。

国においては販路開拓支援チームを立ち上げま

して、サプライチェーン全体で新たなアクション

を生み出す仕組みづくりを促進していることは認

識しております。被災地の水産加工業にとって

は大きな力となるというふうに期待をされており

ます。

引き続き、関係省庁と連携をいたしまして、被

災地における水産加工業の再生が図られますよう支援してまいりたいと存じます。

○和田政宗君 これは、地元の期待も大きいです

ので、きめ細かい対応をお願いしたいというふうに思います。

最後、空き家、空き建物対策の充実について聞

これについて、被災地の水産加工品を取り扱うサプライチェーン全体に対し、販売促進奨励金の交付や税制特例の適用など、具体的な支援策の構築をしてほしいと地元自治体などから声が上がっておりますが、検討状況などになつてますでしようか。

○政府参考人(北村信君) お答えいたします。被災地における水産加工業の復興につきましては、これまでグループ補助金等によって施設の復旧を進めてまいりましたけれども、売上げの回復が遅れていることが課題であるというふうに認識しております。

こうした認識を踏まえまして、御指摘のございましたように、復興廳を中心としまして販路開拓支援チームを立ち上げ、支援団体等の連携を推進しますとともに、「新しい東北」先導モデル事業や復興水産販路回復アドバイザーブループにより、消費者の観点を取り入れた新商品開発などを支援しております。

また、地域復興マッチング「結の場」というも

のによりまして、被災地の外の民間企業が技術、情報、販路などの、自らの経営資源を幅広く提供する支援事業の形成の場を設けているところでございます。

さらに、本年度、平成二十七年度予算では、復興の実情を踏まえまして、グループ補助金において、単純な施設の復旧ではなく、新商品開発など新分野進出等を見据えた新たな取組の実施を支援をし、また、復興水産加工業販路回復促進事業によりまして、水産加工業者による新商品開発に必要な加工機器の導入やマーケティング経費等を支援しているところです。

引き続き、関係省庁と連携をいたしまして、被

災地における水産加工業の再生が図られますよう支援してまいりたいと存じます。

○和田政宗君 これは、地元の期待も大きいです

ので、きめ細かい対応をお願いしたいというふうに思います。

四百九

地方において、適切に管理されない空き家の増加によりまして、倒壊の危険や治安の悪化、地域の活力の低下など、防犯や防災の面において多大な影響が懸念されております。五月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されましたけれども、この問題は、私有財産の保障や税制など、様々な問題が複雑に絡んでおりまして、特別措置法だけで全て解決できない場合もござります。

今後とも、国土交通省を始めとする関係省庁と連携しながら、地方公共団体が地域の実情に応じて行う空き家対策の取組を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○和田政宗君 終わります。

○薬師寺みよ君 無所属クラブの薬師寺みよです。

けるいろんな立場の方々、産業界の方々であり、あるいはもう高校生というものにそういうような計画作りに参画していただいているところもあるのは私見てきましたが、あるいはジャーナリズムの方であるとか、いろんな方々が地域の計画を作れる。もちろん責任を取るのは行政なのですが、そこに実は自分も参画したいんだよねという方が大勢おられたと思うんです。そういう方々ができただけ多く集まっていたらしくということを私はここで書ききりません、也方こそお手が足りないところ

うまくいくつていた。そういうような現状があるんじゃないかと私考えておりますけれども、今後、そうではない、地域ならではの、地域特性を生かした施策というものを実行していくなければならない。どういう点がやっぱり反省をしなければならないのかということを大臣としてどのようにお考えなのか、御意見をいただけますでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 人材のことについて、遼みません、補足をさせていただきたいだければ、今まで人材へ入る、つまりは国益公務員として手つかずのか。

○政府参考人(原田淳志君) お答えいたします。  
がでしようか。 さらには一括り組む体制の方が実たどと  
行うことが必要と考えますが、政府の見解、いかに

空き家法におきましては、市町村が行う空き家等に關する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な財政上の措置及び税制上の措置等を講ずることとされているところでございます。  
財政上の措置につきましては、国土交通省において、空き家再生等推進事業により空き家の除去、活用について支援をしておるところでございます。まして、総務省におきましても、今年度より、この事業を活用する地方公共団体の地方負担分を全額措置を講じることとしておるところでございまして、地方公共団体の空き家対策について特別交付金の事業を講じることとしておるところです。

また、税制上の措置につきましては、市町村による特定空き家等の所有者等に対する助言、指導の措置を実効的なものとする観点から、空家法に基づく除却等の勧告を受けた特定空き家等の敷地の固定資産税につきまして、いわゆる住宅用地特別例の対象から除外する措置等を講ずることとしているところでございます。

また、法律の施行に合わせまして国土交通省とともにガイドラインを策定しまして、市町村が空き家を特定空き家等に認定する際の判断基準や特定空き家等に対する措置を講ずる際の手続等についても必要な助言を行つてはいるところでございます。

三

後とも、国土交通省を始めとする関係省庁としながら、地方公共団体が地域の実情に応じつ空き家対策の取組を支援してまいりたいとおりです。

○和田政宗君 終わります。  
○薬師寺みちよ君 無所属クラブの薬師寺みちよ  
でございます。  
以前、所信の際にも大臣に人材育成についてお尋ねしたことがあつたかと思いますけれども、今日も、権限、財源、人間の移譲という、一番難しい人間の部分、人材育成についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。  
様々な委員の皆様からも人材について質問が今日も行われております。地方創生人材支援制度や地方創生コンシェルジュ制度というものを設けて、国が地方自治体を人的に支援することということになつております。これは、地方が自立的に様々な施策を創生していくために必要な策だと私も考えております。

るでしょうけれども、ほとんどの地方自治体、若しくは多くの、そうですね、何かコミュニティーの中でもう一つた施策を実行していくための立案をする人材が不足しているというふうにお考えなんでしょうか。御意見をいただけますでしょうか

○國務大臣(石破茂君) 人材が不足しているなど  
という失礼なことを言つつもりはありませんが、やはり市町村といふものがちつちやくなればなるほど人自体がいないのだと。そこに優秀な人がいないとかなんとか、そんな失礼なことを言つも  
りは全くないのですが、人の数自体が少ないので  
いうことがあるうかと思つております。それは、愛知県でもそうなんだと思ひますが、役場な  
んか行くと、人は少ないわ、一人が幾つものこと  
もやらねばならないわというようなことで、結構  
大変でござります。

ですから、行政の人だけではなくて、そこにお

うまくいくつていた。そういうような現状があるんじゃないかと私は考えておりますけれども、今後、そうではない、地域ならではの、地域特性を生きかした施策というものを実行していくなければならない。どういう点がやっぱり反省をしてなければならないのかということを大臣としてどのようにお考えなのか、御意見をいただけますでしょうか。

うまくいくつていた。そういうような現状があるんじゃないかと私考えておりますけれども、今後、そうではないかといふべき策を実行していかなければならぬ。どういう点がやつぱり反省をしなければならないのかということを大臣としてどのようにお考えなのか、御意見をいただけますでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) 人材のことについて、満みせよ、備そなへよ、計そなへよ、計そなへば、今までは、

五百せん  
補足をさせていたたければ、今までノ  
口五万人以下の自治体には国家公務員なんて行つ  
たことがなかつたんです。これは、全て手を挙げ  
てくださつたところに行けるわけじやありません  
が、なるたけこれも拡充したい。これは、あちこ  
ちの

ちで本當にひかねどひうあうこ書られてはる、

がやることの中でも珍しく評判のいいものといわれる  
ます。

もう一つは、今晩は高知県をやるのですが、電  
が関を親切なコンシンエルジュにしようということ  
で、自分は高知県出身である。高知に赴任をして  
いたことがある。何だか知らぬが高知が大好きだ  
みたいな国家公務員がいっぱいいるわけで、それ  
が高知の例えは土佐清水でもいいですし宿毛でも  
いいですし、そういうところから来られたならば  
が関全体で相談に乗ろうよねなどというようなシステム  
ムを動かしておまりまして、今晩は、大おきやく、

おきやくというのは宴会のことなんだそうですが、イン東京などそういうものをやるんだそうです。さういいます。

そういうような形で、いろんな人材を生かしながらやつていきたいと思うのですが、問題は、じゃ分権なんかされても権限が来ると責任が伴つてきますので、それは嫌だよねといふところがかつたわけじゃないと私は正直言つて思つております。権限が来れば責任も来る、いやいや、権限もなく責任も問われず分権なんかできない方がいいよねというような意識が実はあつたんではないだろうかと思つておりまして、例えば林道の勾配

域をどうしましようかみたいなことは、それは地域で決めてちようだいなと、そうであるからして地域が責任を負つてちようだいな、そのことによつて林道網が密になる、あるいは負担が減るというようなことはあるわけでござります。ですから、地域が良くなるためには地域が権限を持ち責任も負いますよという形の意識の徹底というものを更にしていかねばならぬだろう、分権の本質とはそういうことではないかなと思つております。

○薬師寺みちよ君　ありがとうございます。

私もまさに同じようなことを今回厚労省の中で分権というものを進めていくに当たつて感じておりますので、しつかりと地方自治体の職員の皆さん方にも意識を変えていただきたいと考えております。

そのためには、先日の本会議での大臣の御答弁にございました起草作業というものは地方自治体職員が自ら行うよう促していきたいというようなことがございましたけれども、やはりそれ自体が不得意なところもございます。ということは、民間のコンサルティング会社であつたりシンクタンクの方々が起草作業にも加わり、そしてそれを自治体の皆様方で検討して自らのものとしていくというようなプロセスがあつてもいいんではないかと思いますけれども、御意見いただけますでしょうか。

○國務大臣(石破茂君)　ごめんなさい、先ほどの道路の勾配の例は長崎市の例でございました。そういうことがあるというお話をございます。

産官学金労言と、最近私も言えるようになつたのですが、要するにコンサルタントに相談していくだけのは構わないんです。それは構わないんですけど、もつたないくないですかと。町村にコンサルタントなんてまずいないので、それはやっぱ外部に出すわけですよ。それはもうそのままお金が出ていくということになりますわけで、結構もつたないくないですかというのがありますが、それが全然駄目と申し上げるつもりはありません。

こういふのはできればやめていただきたいなど思つてゐるのは、全部コンサルタントにやつてもらうといふのはどうなんだろうかと思つております。コンサルタントには投げました、でも、その商工会はちつともお声も掛かりませんでした、その高校生の子供たちはちつとも参画をしませんでした、その地元の新聞社も全くお呼びも掛からず、連合も全くお呼びも掛からず。そういうような努力を一切やめて、面倒くさいのでコンサルタントに投げましようということは、私は絶対にやめていただきたいと思っております。でてきたものは何々コンサルタント作成つて書いてあるはずはありませんが、やっぱり何となく見ると分かるものでござります。同工異曲というのか、似たようなのが出てまいりますのね。それはやはりそういうもののだらうといふうに考えております。

あくまで責任を取るのは行政です。しかしながら、作つていく上において、作つていくのが丸投げであつたとするならば、P D C A というのが回るはずがない。作るものみんなで作りましょう、実行もみんなでやりましょう、チェックもみんなでしましょう、アクションもみんなで起こしますようという、そのPの段階から外へ丸投げちゃいますと、P D C A そのものが動かないと私は思つております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

私も理想はそうだといふうに感じておりますけれども、じゃ、実際にそういう人材がどのようく育成されているかということを検証されてゐるかということを調べてみました。そういたしましたら、平成九年に旧自治省が地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針というものをまとめておりまして、これが一定の方向を示し、そして、平成九年から二十年近くたつてゐるんですけども、この基本方針というものが変わつております。

そこで、今日は政務官いらしてくださつていませんのは、是非話をいただきたいと思うんですけれども、この基本方針というものが変わつて

ども……（発言する者あり）副大臣いらしてください。  
さつて いますのでお話をいただきたいと思うんで  
すけれども、もうそろそろ、この地方自治・新時  
代、新時代でももうないですよね。私、この中身  
いろいろ見させていただきましたけれども、  
平成九年の例を取りまして、こういう事例も参照  
しないさいよというような内容でしたり、私も一番  
関係します保健福祉の部分、新ゴールドプラン推  
進等と、もうかなり古いものがこの中に書き込まれ  
ていますので、見直し時期に当たっているんで  
はないかと思いますけれども、いかがでしょう  
か。

○副大臣（一之湯智君）　御指摘の人材育成基本方  
針、いわゆる策定方針につきましては、先生御指  
摘のとおり平成九年に各地方公共団体に指示をし  
たものでございます。地方公共団体が人材育成基  
本方針を策定する際に留意、検討すべき事項の指  
針として提示したものです。

方針、ポイントとなる点や、職員研修の充実等  
の例などを示しておりますけれども、しかし、こ  
の指針に基づいて、平成二十五年時点で、都道府  
県、指定都市では一〇〇%、市区町村では九三・  
七%の団体が基本方針の策定を行っておりますけ  
れども、他方、その後、地方公共団体を取り巻く  
情勢も大変大きく変化しておりますので、地方創生  
を進めるためにも、地域の課題について自ら考  
え、そして解決していく政策形成能力や、高度  
化、多様化する住民ニーズへの的確な対応ができ  
る能力、女性の活躍推進など、より高い能力をも  
つた職員の育成が非常に重要な要素になってきてお  
るわけございます。

また、昨年五月には、地方公務員法の改正によ  
りまして、地方公共団体においても能力、実績に  
基づく人事管理の徹底を図る人事評価制度を導入  
することとされておりまして、その結果を任用や  
処遇、人材育成に活用することが求められておる  
わけでございます。

このようないくつかの時代の変化を踏まえまして、総務省  
としても、今後、各地方公共団体の人材育成の取

組を更に効果的に促すことは非常に重要な課題と考えております。御指摘の策定指針の見直しも含めて、今後、どのような対応が適切なのか、地方の実情も十分踏まえつつ検討してまいりたいと思つております。

○薬師寺みちよ君　ありがとうございました。

副大臣、大変失礼をいたしました。

私は、この中で大変気になりましたのは、これも変わつていいないですけれども、この古くなつたものに対しまして、皆様方には資料をお配りいたしておりますけれども、平成十三年度以前にこのような基本指針を策定して以来、見直しが行われていないような自治体が二割に上るということなんです。結局、こういう指針が変わらなければ、時代にマッチした職員というのも育つてまいりません。実はこれは自治大学校の研究で明らかになつたデータでございます。「自治大学」といえば我が国唯一の地方公務員に対する中央研修機関でもござります。

大臣に最後にお尋ねをさせていただきたいんですけれども、今後、様々な形、例えば自治大学校でしたり、若しくは様々な今大学、法政大学等々なんかでも地方の人材をいかに育成していくのかというような大学院だつたり学科が設けられたり、本当に今多くの学生がこれを学びたがつている状況でもござります。どのような形で人材育成というものをお進めになられるのか、御意見をいただきまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○國務大臣(石破茂君)　ありがとうございました。

御指摘のように、今、首都圏の大学におきましても、地域創生学部みたいなものをつくって、自治体に研修に出す、それでまた帰ってきていろいろなものを学ぶというようなのができつつあります。そういうような形で、その人材は何も役人になることだけが全てではございません。民間の人材というのもも地方に還流させるというのか、行つていただくことも大事だと思っております。

私どもとして、地方創生人材プランというものを年末までに作つて具体的な施策を展開したいと考えておりますし、また、経営人材という意味では、経営人材のマッチングを行うプロフェッショナル人材事業というのを行いたいと思っておりまして、今後、REVICの子会社の設立を含めて、実務的に検討し実現をしたいと思っております。

地方で仕事をしていくのがいい。そういうふうな意識を持つて中央から地方に人々が出ていくと、いうのはとても大事なことだと思つております。そこで、その鍵を握るのは人材だと思っております。政府として、可能な限り施策を展開し、あるいは取組を支援してまいります。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

○福島みづほ君 社民党的福島みづほです。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために、関係法律の整備に関する法律案についてお聞きをいたします。  
これまで厚労省は、保育所型認定とともに園について有効期間を定めるというふうにしていました。これはなぜでしょうか。

的(政府参考人(清田善利)、周辺省の方法を参考)にありますのは、仮に地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育に欠けない子供を受け入れている。要するに通常の保育所の対象外である言葉は幼稚園対象者が入つて定数を埋めていることによつて、本来保育所に入るべき人が入れなくなるのではないかどうかと、そういうことで、保育義務の履行が妨げられるおそれがあるのではないかということで有効期間を定めることといふようにされたと、このように我々の方で承知してまいりました。

○福島みづほ君 今回の有効期間廃止に伴い、保育に欠ける子供の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれはない

でしょうか。

○政府参考人(満田謹君) 御指摘のその有効期間の設定問題につきましては、これは地方公共団体、特に複数の団体から提案をいただき、保護者にとって途中退所の不安というものがあるという事で、あるいは忍耐力で困る事業者さんのことにつ

でも経営の安定を阻害するということことで、これを廃止すべきとの提案をいただき検討したものでござります。

閲してでございますが、この四月に施行された子ども・子育て支援新制度の下では、市町村が策定いたします子ども・子育て支援事業計画、これにおきまして五年間の保育量の見込みを定める、このようになります。したがいまして、将来

の保育需要というのは見越した上で、どのような形で保育需要に対応していくかといふ言わば受皿の整備を行うということになつたもので、したがいまして、保育所型の認定こども園だけ有効期限

を定めるとということをなくしたといったしまして、も、保育に欠ける子供の保育利用には影響を及ぼさないと、このように判断をしたものでございまして、関係府省とも調整の上、法案に盛り込んで御審議賜っているものでございます。

○福島みづほ君 昨年の第四次地方分権一括法の成立により、国から地方公共団体への事務権限の移譲が実現しましたが、権限移譲に伴う財政措置、人的措置は行われているのでしょうか。国が置いた也行は日本こそ一も才原木文子へ賜本

○政府参考人(満田豊君) お答えいたします。  
第四次地方分権一括法及び平成二十五年十二月  
に閣議決定されました事務・権限の移譲等に関する  
にどのように措置を行つたでしようか。

る見直し方針等に基づく地方公共団体への事務権限の移譲、これに伴いまして、国いたしましては、まず、マニコアルの整備技術的助言研修などの必要な支援を行つてきましたところでござります。これは、ですから仕事をされる方々への支援

とを行つてまいりました。

加えて、二十七年度からでございますが、地方公共団体において生じる経費につきまして、地方財政計画において十一億円の経費を計上したといふに承知しているところでございます。

億円というのはやつぱり大変少ないといつぶんに思います。今、どんどん地方にいろんなものを権限移譲していく、あるいは介護でも地域包括ケアシステムにいろんなものが流れ込んでいくってい

第五次地方分権一括法案も地方公共団体への権限ですが、僅か十一億円、人件費も含んでといふのでは、やっぱりこれ地方は権限は来るし仕事は増えるがお金がないという状況が広がっていくと、いうふうに思っています。

限移譲を含む内容となつていて、各地方公共団体において移譲される事務に伴つて、具体的にどのような財政措置、人員配置が行われているか検証できる仕組みが必要ではないでしょうか。

しこりりその財政面も含めてやるべきである。大臣、いかがでしようか。

これは今年の一月三十日閣議決定したものでござりますが、そこにおいては、委員御指摘のごとく、「地方公共団体において、移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税法等に関する事務の運営を円滑にするため、地方税法等の改正を実現する」とあります。

利  
地代交際費や自雇料金等により  
な財源措置を講ずるとともに、マニユアルの整備  
や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支  
援を実施する。」と、こう書いてあるわけであり  
ます。

今のことろ地方分権につきましては多くの手が挙がつておるわけで、そういうような御懸念といふか、大丈夫かねみたいことはないだろうとは思つていてますが、だらうでは仕方がないので、私も内閣府どいたしまして、この閣議決定に従ひ

る関係府省に働きかけていかねばなりません。そ

の働きかける上においては検証というものの、それは悉皆的にできるかどうか分かりませんが、実際にそれがきちんと閣議決定などおりに行われていいのかということは内閣府としてもやるべきことだと考えております。

○福島みづほ君　満田さんがうんうんとうなずいてくださっていますが、十一億円、人件費含むといふ事態にならないように、しつかりこの第五次地方分権一括法案の後、財源をきちっと確保する

そういうことを是非よろしくお願ひします。  
次に、機能性表示食品についてお聞きをいたします。

た製品が、今度は機能性表示食品として販売されようとしております。この委員会でもかつて取り上げられましたが、問題ではないですか。

四月十七日に届出情報を公表いたしました機能表示食品につきまして、その類似食品が特定保健用食品として申請され、その審査におきまして五月十二日の食品安全委員会で安全性を評価できぬ旨の評価書が決定されたことにつきましては

承知しているところでござります。  
機能性表示食品と特定保健用食品につきまして  
は、安全性及び機能性的評価方法は基本的に異な  
るわけでござりますけれども、関与成分が同じで  
同様の効果を生む場合を除き、平たくいふと場合に

は、一般論として申し上げれば、特保としての食品安全委員会の評価書が機能性表示食品としての安全性に係る科学的根拠の内容の評価に影響する可能性があるものというふうに考えております。

なお、特定保健用食品の評価書におきましては、安全性を評価できないという表現ぶりになつておりますて、今後、消費者庁におきまして食品安全委員会に答申の趣旨を確認するなどして評価書の内容を精査し、消費者委員会における機能性評価

— 1 —

府において許可の可否に係る判断を行うことになるというふうに考えておるわけでござります。

一方で、機能性表示食品として届けられたものにつきましては、この特定保健用食品の審査の状況も踏まえつつ、消費者庁におきまして評価書の内容を精査し、必要な調査を行うこととしておりまして、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 特保で駄目ってなつて、しかし単なる届出でいい栄養機能食品として売り出されると。極めて問題じゃないですか。もっと言えば、例えばもつとできないんですね。

○政府参考人(岡田憲和君) 特保の方の評価書におきましては、現任安全性が確認できないということではなくて、安全性を評価できないという表現がございまして、まず特保の方の判断をする必要があるということでおさいまして、消費者委員会における機能性、安全性に関する審査を経て、許可に関します可否に係る判断を行うということです。

その上に立ちまして、さらに、機能性表示食品の方の食品につきましては、その審査の状況を踏まえつつ、内容を精査して必要な調査を行うということにしてまいりたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 特保として安全性を評価できぬものが栄養機能食品として届出されるというのは問題だと思います。消費者はよく分からぬ。体にいいとか、例えばコレステロールが減るとかいつたら、いいかななどいうふうに思つてしまふで、このことそのものが問題ではないか。機能性食品のことそのものが問題ではないか。

今回の機能性表示食品制度では、企業は発売前六十日までに消費者庁に届け出、その届出情報はホームページに公開されるので、六十日の間、消費者の誰でもその内容を閲覧して、証拠の信憑性をチェックできるというものとなつております。

しかし、ホームページでの情報公開までにかかる場合もあります。ホームページ公開日と届出受理日を同じ日にするなどの措置を講ずるべきではないですか。

○政府参考人(岡田憲和君) お答えいたします。

機能性表示食品につきましては、食品表示基準において販売の六十日前までに消費者庁長官に必要な事項を届けるということにされておりまして、届出資料が整った日から起算して六十日後から販売可能というふうにしておるわけでございまして、その間日数が空くということでおさいます。

機能性表示食品制度は本年四月から新たに施行されたこともありまして、事業者が作成する届出資料の不備等が見受けられるところでございまして、こうした不備の修正、届出内容の再考を促すために、多くの事業者との間で届出書類の修正依頼、再提出のやり取りを行つておりますし、形式的な審査ではあるものの、審査に時間を要することになつてゐるわけでござります。

このため、消費者庁といたしましては、届出資料作成に当たつての留意事項を整理、公表するなど、事業者のミスを減らし、手戻りが少なくなるようになりますとともに、消費者庁における資料の確認、公表作業につきましても更に迅速に行つていただけるところでおさいまして、今後とも届出資料の確認、公表をスマートに進めてまいりたいといふふうに考えております。

○福島みずほ君 ホームページ公開日と届出受理日を同じ日にするなどの措置を講ずるべきだと思います。

消費者団体から寄せられる疑義情報を、本来なら食品表示法で調査義務が決められている申出として位置付けるべきではないですか。

また、疑義情報の提供を受けた後、消費者庁が行つた調査結果はどのような形で消費者に対しても検討させていただいておりますので、当然、野菜についても対象になるというふうに考えております。

○政府参考人(岡田憲和君) お答えいたしました。

食品表示法に基づく申出制度につきましては、現に一般消費者の利益が害されていることが要件になつておりますことから、販売前の機能性表示

食品につきましては申出制度の対象とはならないところでおさいます。

このように、販売前の段階では申出制度の対象とはならないものの、一般的な疑義情報は常時受け付けておりまして、その内容に応じて必要な調査を行うなど適切に対応していくことになるというふうに考えております。

調査の結果、指示等の食品表示法に基づく行政上の措置を行つた場合にはその旨を公表することとしておりまして、申出者に通知せずとも措置の内容を確認できることになつてゐるわけでござります。

なお、申出者への調査結果の通知につきましては、公表されない場合の指導内容が申出者を通じて外部に伝わつていくおそれがあることから適切ではないというふうに考えているわけでございます。

○福島みずほ君 でもしかし、やっぱり問題がある、そして、とりわけ届出だけで済む話なので、そのことについてはきちんとファードバックをすべきだというふうに思います。

例えば、野菜も機能性表示ができるますよね。野菜つてこんな機能性表示に適しているんでしょうが。

○政府参考人(岡田憲和君) 規制改革実施計画で位置付けられた際にも、生鮮食品というのは明示的に対象になるというふうにいたしております。私ども検討会を行つた際にも、関係の農林水産関係の方にも参加していただきまして、どのようにすれば表示ができるかということについても検討させていただいておりますので、当然、野菜についても対象になるというふうに考えております。

○福島みずほ君 野菜は、体にいいものもあるでしょうが、食べ方にもよるし、タマネギがいいから

いうことがあつて、この野菜の機能性表示というのがどういう形なのかというふうには思つています。

それで、例えば市民団体、食の安全・監視市民委員会は、六月一日、この届出が受理された二十六商品のうち、少なくとも十七商品は健康への効果、機能性を示す科学的根拠が不十分だったり表示方法が不適切だつたりするとして、消費者庁に疑義情報を提出をしておりました。例えば、機能性の根拠を示す臨床試験の論文で専門家の審査がされていなかつたり、効果があつたとする実験結果だけを届け出て、効果がないとする別の実験結果を無視してたりする例もありました。安全性の根拠には、食経験、これまで一般にこれだけ食べられてきたかを用いることができますが、一年未満など短期間の販売実績を根拠にしている商品がありました。

それで、その団体は、都合のいい情報だけを提供している。こうした届出が認められる、安全性に問題があり効果もない健康食品が氾濫すると訴えていましたが、どうお考えでしょうか。

○政府参考人(岡田憲和君) 市民団体の方から届出情報を取り機として疑義情報をいただいていることは御指摘のとおりでござりますけれども、こういった疑義情報につきましては、他の食品表示に関する疑義情報と同様に消費者庁において受け付けておりまして、その内容に応じて必要な調査を行ふなどの対応を取るものというふうに考えております。

調査の結果、必要な行政措置を行つた場合は、当然その旨も公表されることになるわけでござりますけれども、現時点で個別の疑義情報の対応につきましては言及は差し控えたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 特保と違つて届出だけで表示がオーケー、機能性食品は体にいいことで出るわけですよ。でも、安全性に懸念もありますし、ビジネスチャンスは広がるかも知れないけれども、消費者という立場から見ればかなり問題が

あるところがうつむいて思つております。

今後、またこの委員会で質問したいと思いま  
す。ありがとうございます。

（芳井庄三郎）入目長い間御苦労なつたる  
ます。

私は「人」が減っていく少子化の中で、子育てに代表されるような少子化対策をしなくてはいけないし、一方で、現に人口が減っていることによつて、最低の生活ができるような環境も保障しなければならない、この二つの命題にお金が掛かるものもありますから、財源、財布は一つだと、この辺、非常に悩ましい問題だと思います。となりますが、マンパワーの確保や財源対策という意味で、社会の領域の中で自助と共助と公助をどういうふうに、ここは自助で、ここは共助で、ここは公助でという領域を見直していく作業が不可欠だと思うんです。

そのときに、私の今日のアイデアは、介護、地域の介護を担う人材とは中学生、高校生ではないか、同時に、中学生、高校生にとっては人間性を育むことにもなると、こういう観点で今日は大臣にも御意見をいただきたいというふうに思つております。

ます 地域包括ケアシステムは 住まい 医療、介護などの提供を 一体として 行うもので すが、これは 中学校区、学区とい うんですかね、中学校区とい うのかな、それを 念頭に置いた エリア で しょうか。

○政府参考人(茅谷秀信君) まず、地域包括ケアシステムでございますけれども、この構築を進めるためにどのような地域かと申しますと、今御指示ありましたように、中学校区単位等の日常生活摘区域を想定してございます。

○荒井広幸君 そうしますと、今、介護の高校というのは、福祉系高等学校では介護福祉士養成教育というのがされているわけですね。介護福祉士の資格を取っていく方向に進んでいくわけです。もう一つは、神奈川県では、高校生介護職員体験促進事業、職場体験促進事業ということで神

奈川県では取組をしているんです。これは、知

る、聴く、体験する、いろいろなことを目標にしてやっているんだそうです。

か。これらの中身はどういうことがどういと  
んで体験して、そして将来の職業選択にも生かせ  
ればいいなという程度の、程度というのは悪い意  
味じやなくて、という範囲の授業の一環の力り  
キュラムというものが一つあるのと、今度は、先  
ほど言いましたように、福祉系の高等学校のよう  
にかなりの時間数を割いて、それで資格を取れる  
ところまで行くと、こういうものの二つがあるん  
ですが、両方合わせても六百か七百の高校なんで  
す。

んです。これは、福島県の金山町に川口高校、会津なんですけれども、そこがはしりなんですけれども、授業の単位の中で、すぐ下に特養があるんですけど、そこに実習に行きながらお手伝いしていくんですね。介添えをしていくんですね。十分介添え程度は、程度というのは失礼なんですが、本当に重要なことを、体験するんじやなくて協力する

んでよ手伝うんです、一步そういうところに踏み込む必要があるんじゃないか、こう考えていくんですが、文科省はどのように考えますでしょ  
うか。

○政府参考人(伯井美德君) 御指摘のように、少子高齢化が進む中で、子供たちが介護の意義、社会保障について理解を深め、高齢者との触れ合いや交流、介護体験を実際に経験する機会を持つ、それによって、先生今おっしゃられましたように、地域福祉の担い手として子供たちに自覚を育成していく、こうすることは乍ら重要なこと

反して、くわしくとしないことに非常に重要であるといふうに認識しているといひでござります。

「…」

触れ合いとか交流の活動、あるいは高齢期の特徴とか生活・高齢社会の現状と課題、福祉について理解させて、地域及び社会の一員として共に支え合って生活することの重要性について認識させる

○荒井広業君 大臣、今も文科省から話がありましたが、どうぞお聞きください。高校生としたら三学級ぐらいありますね、中学校ならば、学区単位に包括ケアシステムですから、一学級が三学級あるとすると、通常、一年生から三年生まで、三年で受験を迎えますから、三年の前半ぐらいまで常に知識を磨き、技能も研修しながらしそれは、ただ単に資格を取るとかヘルパーとして進めていきたいなと考えております。

二級の これは介護職員初任者研修といふんですね。が、昔のホームヘルパー二級、これはお手伝いをするという意味ですね。在宅施設で指示を受けながら介護の実務を行える技能と知識を有するというのがこの介護職員初任者研修、昔のホームヘルパー二級クラスということなんですが、実際にそ

ういうものを履修する単位が取ったから終わりで  
はなく、続けていくんです。授業の中で続けて  
いくんです。例えばこれは百三十時間なんです。  
そうではなくて、一組の人は一週間に一回どこそこの  
の例えば介護をしている施設 特養、在宅でやつ  
ている御家庭、そういうふたところに入つていくん  
です。そういうことを中学生、高校生にも十分理  
解していただき、それで、体験するんでなくて  
手伝っていく、社会の一員としてそういう役割を  
担つてもらう、併せて担つてもらう、こういふと  
ころに一步踏み込む必要があるんではないかなと  
いうふうに思つてはいるんですけど、大臣ほどのよう  
な感想、私の意見をお持ちになりますでしよう。  
○國務大臣(石破茂君) ありがとうございます。  
体験することほども大事で、体験もしなきゃ  
何にも分からぬということです。

介護というのは実際やつてみると物すごく大変

なことで、また、そのいろんな技能によって介護を受ける方々の負担も減らす、介護の側もいろいろなコツを会得することによって小さな労力でいろんな実績を上げることができる。だから、体験す

体験したらそれで終わ  
りだということではなく、委員がおっしゃるよう  
に、それをいろんな地域のお手伝いという形で、  
体験から、地域に対する寄与というのかしら、役  
割の実現というのかしら、そういうものをやつて  
いくということへ発展させるのは意味のあること  
だと思っております。

これから先、そういうような人材がますます必  
要になつてくるわけで、それは量もそうですし質  
もそうだと思います。中学、高校の頃か  
ら、本当に今介護に従事する方が、もちろんそ

ういうような介護報酬の引上げということも今やつておるわけでございますが、今なお離職率が高いという状況にありますと、そこを改善していくためにも、質においても量においても、中学、高校の頃から單なる体験だけではなくて地域においてそういう役割を果たすという御指摘は、私どもそのとおりだと思っております。

○荒井広幸君 大臣の御見識、大変有り難く思つ  
んです。  
せんだつて沖縄を訪問いたしましたが、また六  
月二十三日が来るわけですけれども、本当に残念  
なことでありましたけれども、ひめゆりの皆さん  
のみならず、学徒動員で介護に携わつた方いつぱ  
いいるんですね。十六から十八歳です。これは年  
齢を引き下げたんですね。本当に皆さんそのため  
にどういうことでした。  
私は、中学生、高校生に説明すれば、知識と技  
能をある程度身に付けて、それを、授業の中で地  
域に自分が役立つていく、これが共助だと思うん  
です。その役立つのもカリキュラムに入れていく  
で単位にしてあげないと、ある程度の単位で知識

と技能を覚えたから、はい、終わりますじやないんです。全ての中学校と高校がそれを続けていく。そういうことによって社会の大きな支えになりますし、共助の分野で本当にこの中学、高校生という人たちが活躍してもらうことによって地域のいわゆる介護力を高めるといふんでしようか、結果、その人間も大変多くのことを学びつつ、そして充実感も味わいながら、結果的にですが人手不足を解消できる道ではないかといふうに思います。三十万人が二〇二五年で介護人材は不足すると言われています。海外に頼るということもあるかもしれません、少なくとも、こうした子供たちに意識を持つてもらうことによってこの難局を乗り切つていけるんだどうといふうに思っています。

大臣の全く御見解そのとおりだと私も思うんですけど。言つてみれば、国民皆ヘルパー社会になるんだと思うんです。その上で、本当の今度は、いろいろ議論されていますが、認定介護福祉士というようなものになるかどうかは別としても、ある程度のことはもうみんなができるようになる。今、孫がおじいちゃん、おばあちゃんを世話する、そういうのがかなり出てきているんですね。そういうものを私は教育のカリキュラムに入れることによつて、全ての中学校、高校の生徒がこれらを履修し、実践し、手助けをして貢献をしていく、こういうものを早くやっていくべきだと思います。

大臣の意見を反映して、厚労省、文科省は、どうぞ積極的に、今学習指導要領変更の検討に入っているんで、取り組んでいただきたいと思うんです。その取組のきっかけとして、初等中等教育分科会等に、介護を始めとする福祉関係者はこの審議会の中にあるんでしょうか。学習指導要領や教育課程に反映させるためのそうした医療や福祉関係者どいうのはありますか。

○政府参考人(伯井美徳君) 今御紹介いただきましたように、文部科学省におきましては、昨年十一月に中央教育審議会に諮問を行いました、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方につ

と技能を覚えたから、はい、終わりますじやないんです。全ての中学校と高校がそれを続けていく。そういうことによって社会の大きな支えになりますし、共助の分野で本当にこの中学、高校生という人たちが活躍してもらうことによって地域のいわゆる介護力を高めるといふんでしようか、結果、その人間も大変多くのことを学びつつ、そして充実感も味わいながら、結果的にですが人手不足を解消できる道ではないかといふうに思います。三十万人が二〇二五年で介護人材は不足すると言われています。海外に頼るということもあるかもしれません、少なくとも、こうした子供たちに意識を持つてもらうことによってこの難局を乗り切つていけるんだどうといふうに思っています。

かもしませんが、少しでも、こうした子供た

ちに意識を持つてもらうことによって地域のいわゆる介護力を高めるといふうに思います。三十万人が二〇二五年で介護人材は不足すると言われています。海外に頼るということもあるかもしれません、少しでも、こうした子供たちに意識を持つてもらうことによってこの難局を乗り切つていけるんだどうといふうに思っています。

大臣の全く御見解そのとおりだと私も思うんですけど。言つてみれば、国民皆ヘルパー社会になるんだと思うんです。その上で、本当の今度は、いろいろ議論されていますが、認定介護福祉士というようなものになるかどうかは別としても、ある程度のことはもうみんなができるようになる。今、孫がおじいちゃん、おばあちゃんを世話する、そういうのがかなり出てきているんですね。そういうものを私は教育のカリキュラムに入れることによつて、全ての中学校、高校の生徒がこれらを履修し、実践し、手助けをして貢献をしていく、こういうものを早くやっていくべきだと思います。

大臣の意見を反映して、厚労省、文科省は、どうぞ積極的に、今学習指導要領変更の検討に入っているんで、取り組んでいただきたいと思うんです。その取組のきっかけとして、初等中等教育分科会等に、介護を始めとする福祉関係者はこの審議会の中にあるんでしょうか。学習指導要領や教育課程に反映させるためのそうした医療や福祉関係者どいうのはありますか。

○政府参考人(伯井美徳君) 今御紹介いただきましたように、文部科学省におきましては、昨年十一月に中央教育審議会に諮問を行いました、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方につ

いて検討を開始したところであります。現在、次期の学習指導要領の基本的方向性について御議論いただいております。

この検討の中での委員でござりますけれども、例えば、介護と仕事の両立に関する事業に取り組んでおられる女性委員の方や、あるいは介護や福祉の問題を教育の中に取り入れることに非常に熱心な市長さんを委員にいたしまして、審議に御参加いただいて御意見をいただいているところでございます。

文部科学省といたしましては、引き続き、福祉、介護面を含めまして、幅広い分野の様々な関係者の御意見を伺いながら、指導要領改訂の在り方に関する検討を進めていきたいと考えております。

○荒井広幸君 最後になりますが、大臣、改めまして、重要なところなので、まさに大臣がつたおられる非常に重要な地域創生の一につき、今のよ

うな中学、高校生の皆さんのが参加していく、学びながらしかし手助けをしていく、こういう方向性ということが重要だという認識は共通ですが、もう一度、大臣の指導力でこれを具体化できるように更に検討を進めるように御指示を願いたいと思います。

○紙智子君 私は、日本共産党を代表して、地域再生法改正案 第五次地方分権一括法案に対する反対討論を行います。

両法案が掲げる地域再生は、財界や大企業が主導して策定した骨太方針や日本再興戦略、規制改革実施計画を実現するために、選択と集約を地方に押しつける内容となっています。このような上からの地方構造改革では、更なる地方の衰退を招きかねません。

反対する第一の理由は、地域再生法改正案が安倍内閣の成長戦略を担う企業の地方拠点強化を税制面で支援するものだからです。この制度を利用できる中小零細企業はほとんどありません。このようない外からの企業呼び込みではなく、今地域で頑張っている企業を底上げする方策こそ必要です。

昨年十二月に閣議決定したまち・ひと・しごとの総合戦略は、多様な正社員の実現と称して、財界の進める地域限定正社員を進める内容となっています。地域において安定雇用を増やし、都市部との賃金格差を解消してこそ、地方の消費拡大、経済の好循環をつくり出すことができます。

反対する第二の理由は、第五次地方分権改革一括法案が住民生活の安全確保や食料生産の基盤である農地に対する国の責務を後退させるものだからです。とりわけ、農地法の改正で農地転用に係る大臣許可権限がなくなり、地方自治体に移譲されます。農地は食料生産の基盤であり、食料自給率を高める上でも、地域の実情だけでなく全国的な視野に立つて確保すべきです。また、生物多様

もとしても関係各省と連携しながら更に充実をさせてまいります。

○荒井広幸君 終わります。

○委員長(西田昌司君) 他に御発言もないよう

ですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○紙智子君 私は、日本共産党を代表して、地域再生法改正案 第五次地方分権一括法案に対する反対討論を行います。

両法案が掲げる地域再生は、財界や大企業が主導して策定した骨太方針や日本再興戦略、規制改

革実施計画を実現するために、選択と集約を地方に押しつける内容となっています。このような上からの地方構造改革では、更なる地方の衰退を招きかねません。

反対する第一の理由は、地域再生法改正案が安倍内閣の成長戦略を担う企業の地方拠点強化を税制面で支援するものだからです。この制度を利用できる中小零細企業はほとんどありません。このようない外からの企業呼び込みではなく、今地域で頑張っている企業を底上げする方策こそ必要です。

昨年十二月に閣議決定したまち・ひと・しごとの

総合戦略は、多様な正社員の実現と称して、財界の進める地域限定正社員を進める内容となっています。地域において安定雇用を増やし、都市部との賃金格差を解消してこそ、地方の消費拡大、経済の好循環をつくり出すことができます。

反対する第二の理由は、第五次地方分権改革一括法案が住民生活の安全確保や食料生産の基盤である農地に対する市の責務を後退させるものだから

です。とりわけ、農地法の改正で農地転用に係

る大臣許可権限がなくなり、地方自治体に移譲さ

れます。農地は食料生産の基盤であり、食料自給

率を高める上でも、地域の実情だけでなく全国的

な視野に立つて確保すべきです。また、生物多様

もとしても関係各省と連携しながら更に充実をさせてまいります。

○委員長(西田昌司君) 他に御意見もないよう

ですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

○福島みずほ君 福島みずほです。

社会民主党・護憲連合を代表し、地域再生法の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論を行います。

地域再生法は、昨年、いわゆるアベノミクスが当然の結果としてもたらす大都市と地方の格差拡大、大企業と中小企業の格差拡大を覆い隠すとともに、日本再興戦略改訂二〇一四において、「やるべきではありません。

地域再生法は、昨年、いわゆるアベノミクスが当然の結果としてもたらす大都市と地方の格差拡大、大企業と中小企業の格差拡大を覆い隠すとともに、日本再興戦略改訂二〇一四において、「やるべきではありません。

しかし、そこには、高齢化や人口減で疲弊した地域をやる気がないと切り捨て、地方拠点都市にまち・ひと・しごとを集約してしまおうという意図が透けて見えます。さらに、なぜ地域創生が必要になつたのかという原因分析が一面的であり、この間の平成の大合併や三位一体の改革などにより地方が疲弊したことへの検証は見受けられません。自治体における地方版総合戦略のプラン作りにおいても過去の検証は不可欠のはずです。

本法案においては、東京一極集中は正のために企業の本社等が集中する東京二十三区から本社機能の移転を支援すると言ひながら、一方ではまさにその東京などを国家戦略特区として指定するなど、地方創生とは名ばかりであると言わざるを得ません。

以上を踏まえ、本法案は、いわゆるアベノミクスによる地方の更なる疲弊を覆い隠す対症療法にすぎないことから、反対であると申し上げ、討論を終わります。

すから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、地域の自主性及び自立性を高めるための

改革の推進を図るための関係法律の整備に関する

法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西田昌司君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地域再生法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西田昌司君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、森本君から発言を求められておりますので、これを許します。森本真治君。

○森本真治君 私は、ただいま可決されました地域再生法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、維新の党、次世代の党、無所属クラブ及び新党改革・無所属の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。案文を朗読いたします。

地域再生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げることが急務であることに鑑み、必要な予算の確保を始め、一層の支援措置の拡大等に努めること。

二、本法施行後三年の見直しに合わせ、特に地方活力向上地域特定業務施設整備事業については、その効果についてまち・ひと・しごと創生法の目的にある「東京圏への人口の過度の集中を是正」する観点を踏まえ検証を行

い、その結果に基づいて、必要に応じて地方行うこと。

活力向上地域の範囲も含めた規定の見直しを行います。

地域活性化政策を中心とした長期計画を、地域住民の視点に立つて検討すること。

四、地方経済の再生、雇用の創出を強力に推進するため、各省庁において実施している施策を地方の視点から調整し、地方創生の実現に向け政府一体となつて取り組むこと。

五、中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要なサービス機能の提供に支障が生じてきていることを踏まえ、医療、介護、教育、ガソリン、電力、金融、通信、交通、郵便などに係るユニバーサルサービスの提供に関し、その維持・確保のための手段及び責任の所在等について、各省庁の施策を一體的に捉えた上で、それらの基本的取り方を検討すること。

六、地域医療構想の策定や地域包括ケアシステムの構築に当たっては、子育て世代や働く世代など各世代の医療・介護に対するニーズを把握し、地方への人口移動を促進するよう各地域医療・介護提供体制が整えられるよう各省政府が連携して取り組むこと。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(西田昌司君) 大だいま森本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西田昌司君) 多数と認めます。よつて、森本君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、石破国務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許し

ます。石破国務大臣。

○国務大臣(石破茂君) ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(西田昌司君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田昌司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十三分散会





平成二十七年七月六日印刷

平成二十七年七月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K